

環境社会配慮ガイドライン 包括的検討ワーキンググループ

① 理念・気候変動

日時 2020年1月17日（金） 14:00～17:49

場所 JICA竹橋合同ビル 805会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長

JICA

加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
折田 朋美	企画部 参事役
岩本 園子	企画部 業務企画第一課 企画役
工藤 智春	企画部 業務企画第二課
谷口 光太郎	地球環境部 気候変動対策室 副室長

午後2時00分開会

○加藤 ただいまからJICA環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ第1回を始めさせていただきますと思います。

今回は、全体会合と同様の形で逐語録を作成し、公表するという想定をしておりますので、お手元にマイクはございませんが、この黒いもので録音がされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の進行を主査の作本委員にお願いできればと思います。

○作本委員 それでは私のほうから、初回ということで、不慣れな部分たくさんありますので、皆さんからの手助けによって進められるように、ただ、時間の制約がありますし、目標は2時間半から3時間ということで、今日5つの論点を抱えていて、それをそれぞれ30分程度、あるいは場合によっては若干延びながらということで考えていきたいと思っております。

2月3日の全体会合にこれをかけるというスケジュールですから、日程の紹介は事務局からあるかと思っておりますけれども、それ以前にロングリストなるものをつくっていただいて、それについてメールでやりとりして、必要な場合には修正あるいは追加を行っていただいて、最終化して、次の全体会合に持ち込むという段取りになっているようであります。

一つ、事前にご連絡しておかなきゃいけないのは、今までのワーキンググループのやり方と違って、各論点について意見を出された方からの詳細な説明等を求めるやり方でなくて、今日5つの論点があらかじめ事務局からセットされています。それを超えていただいても外れていただいても結構ですけれども、そういうことがありますので、それぞれの論点ごとに、今いただいている回答ですか、皆さんが出された助言案文をひとつくくりしながら、論点1、論点2という形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最終的には、今日は事務局側でロングリストをつくるための意見を仰ぐということになっておりますので、具体的にこのガイドラインそのものを、どうしても気になる場合には言っても構いませんが、こう変えていただきたいとか、あるいは、意見はもちろん結構ですけれども、文言についてとか、細かい詳細については入れないということをおあらかじめご理解いただければと思います。

では時間の関係もありますので、入りたいと思っておりますが、その前に事務局のほうから何か、これを補う説明等あればお願いします。

○加藤 大丈夫です。

○作本委員 では、皆さんのお手元にあるかと思っておりますけれども、事務局からの回答、それとあと今日の論点に関するレジュメ①に関しての5項目、これを手元に置きながら進めていきたいと思っております。

それでは第1に入りますが、ここは理念と気候変動という一番大きいところということになりますが、論点の1.1、ここでは開発協力大綱、昔のODA大綱に係るもの、これが出ました。あと質の高い、ここについて議論がたくさん出されております。質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応という、この論点1.1について対応していきたいと思っております。

いただいているコメント等では、1番から26番までになりますが、これを脇に見ながら、ここでの意見を活用させていただければと思います。

論点1.1では、質の高いインフラ投資とは何なのかと。質って何なのかと。それを理念に入れるのかどうか、あるいは質と定義せずにこちらで取り組むのかどうか。伊勢志摩原則で5原則というのが出されていたり、あるいはG20の詳細がありますので、これをどうするのかと。あと、それ以外にジェンダーの問題。ここの理念の段階で取り上げるべきか、あるいは社会的弱者を入れるのかどうかというようなことがあります。

ただ、私自身は、国内のODAの投資の部分と国際理念でSDGsの流れといかに調和させて表現するかということはあるかと思えます。

今、1番から26番までの皆さんからいただいたコメント、意見をかじっただけでありますけれども、これについて議論をお願いします。

○加藤 では冒頭、大きなポイントにつきまして、事務局としてのご説明を簡単にご説明させていただければと思います。

○折田 改めまして、企画部の折田です。よろしくお願いいたします。

今、作本委員からご説明いただきました1.1の中で、特に委員の皆様のご質問が多かった点について、流れをご説明させていただきたいと思えます。

お配りしております紙の1番ですが、質高インフラについて、作本委員がおっしゃったとおり、大きく4つのポイントを皆様からご指摘いただいていると考えております。

最初のポイントとしては、4.のところからですが、依拠する定義や文書があるのでしょうか、何が根拠でしょうかというような類似のご質問が一塊。それから、質問1、2や、後述の6にも出てくるのですが、「質」の内容をより具体的に明確に例示することが必要ではないかといった趣旨のご質問。それから、3つ目の塊としましては、3番目のご質問にございますが、理念の中でどういう位置づけで書くのですかとか、どこに書きますかという、位置づけと書きぶりについてのご質問。最後に、質高インフラについて多かった塊として、次のページをご覧くださいまして、5と7で、言及の範囲について質高の原則全部GLに書いたほうがいいのかということが、後ろの11、13にもかかわってきますが、あります。以上、大きく4つほどご指摘いただいております。

大体のご質問の回答につながっていくご説明を右側に記載してございます。ご承知のとおり、2015年5月の「質の高いインフラパートナーシップ」という、日本政府が発表したものから始まっていますが、そのうちの④、国際的スタンダードとしての「質の高いインフラ投資」の定着、これを日本政府として推進するというで始まっています。

この「定着」という言葉の意味は、日本としては、これまで質の高いインフラ投資をやってきたけれども、それをさらに国際スタンダードにすると、そういうふうにお読みいただくというものと理解しています。

この④がG7の伊勢志摩サミットで5つの項目になって、こういう条件であれば質の高いインフラと考えられるのではないかと整理された。

さらにそれを踏まえて、2019年6月、G20で新原則ということで、「質の高いインフラ投資」という6つの原則がつけられました。こちら、伊勢志摩原則の5つから6つに組みかえられていますが、内容としては極めて近いものをカバーしています。ただ、7カ国で合意したものを20カ国で合意しているという大きな違いなどもあります。その中の原則3が環境への配慮、原則5が社会への配慮ということで、まさに環境ガイドラインに沿った運用を行っていくことで、質の高いインフラ

投資に資する、それから日本政府の方針に対応していると、そういうように理解しています。

従って、もともと質の高いインフラ投資自体をここでどこまで説明するかというのはありますが、このガイドラインで明記するのが適切であるもの、特に原則3と5を中心として、それらについては改定に向けて記載していきたいと考えております。

それから、序とか、理念とか、基本方針だとか、現行のガイドラインで大きな潮流や政府の政策について言及し得る部分が幾つかありますが、どこについてどういった記載ぶりにするかというのは、また別途検討させていただければと存じます。後述の、例えば質問28で掛川委員からいただいたコメントなどもございますが、こういった形をもとにしながら、記載ぶりについてはご相談させていただければと思っております。これが質高インフラにかかわる大きなご説明でございます。

それから、質問9のジェンダーにつきまして、社会的弱者が、社会的配慮の対象にすぎずインフラ事業の受益者とは読み難いため、社会的弱者も事業の受益者となるような方策を明確に示すべきであるというご助言をいただいております。ありがとうございます。

こちらについては、恐縮ですが後述の25の回答とあわせ読んでいただいたほうがわかりやすいと思います。基本的にはもちろん、社会的弱者がインフラ事業の受益者となるように、いろいろな努力をJICAとしてはしてきている。25の回答にございますが、ジェンダー主流化の推進というものを別途行っていまして、私どもホームページなどでもその方針については明示してきています。その中で、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの実現ということで、インフラ事業についても細かくいろいろな取り組みを行っているところです。

一方、環境社会配慮ガイドライン自体は、プロジェクトごとの、プロジェクトがもたらす負の影響を回避・最小化するということが主たる目的と理解していますので、逆に私どもとしては、ジェンダー主流化推進という文脈で、インフラ事業の受益者に社会的弱者が含まれることをさらにしっかり担保していくというような方針で進めたいと考えております。

比較的同じような多くのご質問をいただいた二つのポイントについてご説明させていただきました。残りの部分は、お読みいただければご理解いただけるのではないかと考えております。ご説明の最後に付言させていただきますと、質問15に、こうこうこういう表現やここで取り上げたことは大変適切だと思われる、といったご指摘をいただいております。当方の回答は、ご意見参考にさせていただきますという表現でございますが、私どもとしては、こういう形で、この書き方は大変正しい方法ではないかなどおっしゃっていただくと大変心を強く持つところでございますので、ここは適切とか、ここはいいとかというのは、あわせてご指摘いただくと幸甚に存じます。

以上です。

○作本委員 ありがとうございます。

かなり盛りだくさんの内容を説明していただいたんですけれども、これを30分の中で議論を進められるか不確かであります。今いただいた点を一つずついきますか。さらに、外れていただくようなご意見ももちろんウエルカムということでどうでしょうか。

最初に、質の高いインフラというのはもちろん議論があるんですけれども、どういう内容を理念のところに盛り込むべきなのかという、恐らく入り口部分、この4つが適切だと思うんですけれども、それ以外にも、どういうイメージの理念を取り込むべきなのか、個別に入る前に意見を交わしておいたほうがいいかなと思います。

私は個人的に、理念のところ国際的な潮流と日本の国内の政策、いわゆるODAの政策と投融資ですか、経済関係、インフラですか、これが大きな二つの流れ。というのは、開発協力大綱で大きく流れが、日本の立場も変わってきたと思うんです。今までのような自助努力だとか、あるいは要請主義を基本にしていたODA大綱の考え方、僕はそっちのほうが今でも好ましいと思っていますけれども、大きくウイン・ウインのほうに変わってきていると。日本の経済もそれによって立て直すという考え方が入ってきていますので、理念そのものをどうやって形成するかというのを構成要素として、この4つが代表で挙げられる。それ以外、ジェンダー、その他ありますけれども、十分なのかどうか。そのあたりから先ほどの質の高いインフラのほうに入れたらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

理念ってどうやって構成すべきでしょうか。意見のある方は言ってください。

○掛川委員 いろいろご説明ありがとうございます。

私自身は、次の論点1.2もあわせて一緒に国際潮流を話したほうが、全体としては協議しやすいのかなと思っています。もちろん、最初に日本の開発協力大綱が出てきたりとか、当然日本のものですから、そうだと思うんですけども、国際協力、国際援助をする中では、世界の流れがこうであって、それに対して我が国としてはこういうふうにやっていきますとか、こういうふうには調和していますとか言っていたほうが、考え方としてはわかりやすいと思います。

○作本委員 わかりました。今のを組み合わせるということで、前半としては今、国内の部分、1.1の開発協力大綱と質の高いインフラ投資、これに向けて先ほどご紹介ありましたが、意見を交わしていくということにしましょう。ありがとうございます。

質の高いインフラ、これについていただいている意見の中で、皆様方、読んでいただいているかと思うんですけども、どうでしょうか。議論の中で取り上げるべきとか、質について細かく説明せよとか、根拠をいえとか、いろいろ出ているんですが、どのあたりまで皆さん。

○重田委員 重田ですけれども、よろしくお願いします。

ODA大綱の中にも質の高い経済成長ということがうたわれているわけですよ。ここで大綱の中に入っているものを、あえて質の高いということで別枠で設けるなら、その意味づけ、その辺を教えてください。お願いします。

論点のNo.20のところ1.1、それであれば人間の安全保障、JICAや外務省のODA政策の根幹である、人間の安全保障という言葉も同時に触れておくべきじゃないかと思っています。だから、あえてそこで質の高いインフラを同時並行で並べる、人間の安全保障も一緒に並べていただければと思います。

○折田 ありがとうございます。この点については、まさにこちらの回答にもありますが、おっしゃるとおり、人間の安全保障についても記載されるべきだと思いますので、その方向で検討していきたいと思います。

○作本委員 今の国内の政府の開発大綱と、あとインフラ投資の推進と人間の安全保障、このあたりを大きな柱に考えていく。ほかにはジェンダー等は。

○掛川委員 私の質問でもあったんですけども、質の高いインフラというのを、そのレベルで理念として位置づけるのか、まさに今、重田委員も言われたとおり、どういうふうに、質の高い経済成長を日本として支援していくというのであれば、そちらのほうが大枠として、私は、理念として

は大きいかなと思っています。その位置づけも少し議論したほうがよろしいんじゃないですか。

○作本委員 ありがとうございます。

いいですか、皆さんのほうで。質の高いインフラというのは。

○重田委員 やっぱどこかで歯どめをつけていただければと思います。私もカンボジアへ何回か行って、今、中国がいろんなところへ投資して、経済特区だとか、そのほかにもカジノとか組み合わせてやっているわけですけども、今、日本でもIRとか大きな議論になっています。ODAと金儲け主義が一体となっていくよりも、どこかでけじめをつけて欲しいです。倫理的な意味も含めて、IRとODAが一緒になっては困りますので、どこかで歯どめのあるけじめをつけていただきたいです。

○作本委員 今の考えについて皆さんいかがですか。私自身も、JICAがODAのための機関でしたら、ODAの国際協力だけを前面に出せばいいかと思うんですけども、二つ目の肢、民間投融資のほうにも足を突っ込んじゃったわけですから、ODAの高い理念と、いわゆるもうけなければという、もう一つの投資の部分も入っているわけで、JICAさんは株主でもあるわけで、利害関係にも当然そこで組み込まれるということになります。その二つの流れを今回は、前回とは違って、どうしても理念の中に細工しなきゃならなくなるだろうということになるかと思うんです。

質の高い経済成長という言葉がありました。どうなんですか。僕は、あまり生々しいので、開発ぐらいで留めてよろしいかと思うんですが、日本の国内側の政策方針をどうやって、どの程度まで。

○折田 一つご説明を、付け足ささせていただいてよろしいですか。

質の高い経済成長と人間の安全保障もしくは貧困削減のような概念というのは、相反するものではなく、もちろん両方、国の発展にとっては必要なものだということは、皆様ご承知のことだと思います。

一方、ここで言っています質の高いインフラ投資なのですが、G20の原則をご覧いただくと、金儲けとODAが一緒になるというようなことを必ずしも記載しているわけではなくて、原則1に、持続可能な成長と開発へのインパクトの最大化と、これが1番最初に挙げられているのです。雇用創出や技術移転を伴うインフラ投資によって、能力構築をなささい、生産性向上をなささい、経済の好循環を促進なささい、それから連結性を強化していきなささいなど、また、国別の戦略とちゃんと整合性をとりなささい、SDGsに沿いなさい、これが1番に記載してあるものでございます。

以降、そんなに細かくは申し上げませんが、原則2というものは、ライフサイクルコストから見た経済性ということで、安かろう悪かろうではなくて、長く使えて結果としては経済性がいい、そういうインフラを世界中でつくっていきましょうということを行っているもの。3つ目が環境の配慮、4つ目が自然災害のリスクに対する強靱性、5つ目が社会への配慮、6つ目がインフラのガバナンスを大切にしましょうというもの。

これもあまり多くご説明して時間を割くのははばかられますが、改めてご覧をいただきますと、全く先生方にも首肯いただけるような政府の方針だと私は理解しているところではございます。これを書かないとどうなるかというお話では必ずしもないかもしれませんが、必ずしもODAと金儲けについての原則というわけではないということは、ご理解いただければと思います。

○山崎委員 その点、私のほうでも7番のところコメントとして書かせていただいたんですが、まさにおっしゃったG7からG20の原則ですね。こうやって日本政府の方針とも非常に合致したもの

であるというふうに理解しています。

その中で、特にこの中で言及されている原則3と原則5、これはまさに環境の配慮であり社会の配慮であると。確かに環境社会配慮ガイドラインにしっかり記載すべきものではないかと思えます。

このコメントで書かせていただいたのは、今まさにおっしゃったポイントなんですけれども、原則1とか原則2、持続可能な成長と開発インパクト最大化であるとか、まさにバリューフォーマネー、ライフサイクルコストから見て世の中に受け入れられるものをつくっているのだということをしつかり理念の中で言及されていいんじゃないかなと思ひまして、コメントさせていただいたということでございます。

○作本委員 次どうやって進めていいかわからないんですが、私自身は、JICAが持っている、今おっしゃったようないわゆる投資絡み、投資の質をよくしていくという、インフラ投資の質というのは、これは投資ですよ。経済活動に伴うところの投資の質をよくしていこうというか、相手に経済性で役立つようにという考え方。ODA全般の傘はJICAとしてはずっと引きずっているわけですから、その一本足というか、ODA開発協力大綱の中には投資も含めての大綱ですよ。

○折田 もちろんです。

○作本委員 ですから、上位にあるのは開発協力大綱というものであって、その一部に投資の部分にJICAも足を突っ込んで、その一部については質の高いインフラ投資の促進ということになるかと思うんですけれども、両面を取り上げるということは不可欠かと思うんですけれども、いかがでしょうか。投資については、今、山崎委員がおっしゃったとおりだと思います。質の高いという場合には、両面一緒に議論しちゃうとなかなか、ODAにも関わるんだらうとなると、ちょっと混乱が生じるかと思ひます。

いかがでしょうか。コメントをいろいろいただいていますので、質の高いというのをともかく理念には入れてもらいたいということはよろしいですよ。根拠について、背景というか、そういうものまで、どこまで入れたほうがいいんですか。

どうぞ、お願いします。

○林委員 今の議論に関連するかどうか、かすっているかどうかという感じなんですけれども、日比委員が挙げてられる19番の論点があるんですが、No.19という統合の話なんですけれども、私もここは非常に気にはなっていて、この原則の中で環境社会配慮への統合というときに、環境アセスメントとかで考えている統合という議論をしたときに、考え方が幾つかあって、ただ単純に事業みたいなプロポーザルが出たものに対して、環境面から横からいろいろ言って、環境プロジェクトをよくしていくというようなのが従来のアセスメントのあり方なんですけれども、もう少しアバウトなものに対して適用される段階のアセスメントとかというのは、むしろプロセスそのものの中に相互作用的に作用を及ぼしながら変えていくという意味で、統合という言い方をするんですけれども、質の高いインフラのG20の3番目のやつとかの統合というのは、JICAで考えている統合というのは、私が言った前者のほうの話だと思うんですが、アセスというか、そういう世界でいったときの統合というのは、私が言っている後者のほうの話をしていて、その辺が、ここで言う原則はどちらを対象にしているものなのかというのと、あと、このガイドラインを、多分対象はすごく広い、アバウトなものから具体的なものまで広く扱っているんで、統合という考え方が、一部は前者であり、一部は後者なんだけれども、うまくできていなくて前者になっているみたいなのが、多分混在してい

と思うんです。

だから、それはガイドラインそのものがどういうものとして統合を捉えるかという議論だと思っていて、私は質問には書かなかったんですけども、日比委員が19番として挙げていただいているので、ここは、どういうふうなガイドラインをつくっていきたいのという、そのものという気もしていて、その確認をさせていただけたらいいかなと思っています。

○折田 こちらの回答のときに、私どもも内部で議論を行ったのですが、まさに私どもとしましては、内部化と制度の枠組みをつくるということで、そのプロジェクトのプロセス自体に入り込んだ形で、環境と社会に対する配慮について見てきていると考えているところです。

それをもって、林委員がおっしゃるところの統合とイコールかというのは、定かではございませんが、私どもとしてはこういう形をもって一体的にやっていると理解しています。

逆に、できていないという場合には、どうやってそれを検証しようかというのは、中の議論ではあったところです。林委員がおっしゃっている内部化と制度の枠組みをつくることということと統合というのは、白か黒かではなくて、グラデーションだと思われまますので、なかなか議論が難しいところだとは思いますが。逆に検討の方法についてご示唆をいただければと思います。

○林委員 スタンスをどっちに置くかという。僕はどっちかということ、今の位置づけは前者的な、要するに旧来型のアセス的な感じ。当然一部入ってはいるんですけども、そんな感じはちょっとしていたので、どうですか、日比さん。

○日比委員 私がもやもやと思っていたことを非常に論理的に言っていただいたので、なるほど、そういうふうに表現すればよかったのかと思ってお聞きしていたんですけども、たしかご回答ではもう既に含まれているということだったと思うんですけども、例えば元のG20の原則で、これまた日本語と英語で若干、この単語でこれかという、特にグリーンファイナンスインストルメントというのが商品、グリーンファイナンスインストルメントの、元はイネイブリング・ザ・ユース・オブ・グリーンファイナンスインストルメントというのが、グリーンファイナンス商品の使用を可能とするって。ちょっといきなり意味が日本語だとわからなくなるんですけども、言っているところは多分、意図しているのは、例えばESG投資なんかのインパクト投資の資金とかということだと思うんですね。

これは従来のプロジェクトがあって、その影響、主にBIA、社会配慮も含めて、ネガティブなものを洗い出して、いかに減らしていくか、プロジェクトをやる上でという。そのプロセスを統合していますよというのがJICAさんの答えで、これまでの立場だと思うんですけども、そうではなくて、これを読んでいくと、インフラプロジェクトをやることによって、どんな例があるのかすぐに思いつかないですけども、上のほうに書いてあるのは、エコシステム、バイオダイバーシティ、クライメイト、ウェザー等々に、ネガティブだけじゃなくてポジティブなインパクトも生み出すと。そこに例えばインパクトファイナンスのようなものも入れていって、インテグレートしていきましようという意味だと思うんです。

つまり、プロジェクトがあって、ネガティブなインパクトをどうやって減らしましょうかというよりは、もっとまさに統合的で、包含して、もっと幅広く、例えばそのインフラ開発による開発目標というの、より幅広く見ていくということが統合だと思うんです。そのインテグレーションの

なので、答えはもう入っていると、一言で言うとそういうことだと思うんですけども、ちょ

っと違うんじゃないかなというふうには感じています。

○加藤 1点よろしいですか。

今のお話をもっともな議論だと思っております、そこを環境社会配慮ガイドラインでどこまでカバーするかというのは、判断が必要であり、林委員がおっしゃられたように、線引きをするならばするという事なのかなと思っております。

というのは、今議論になった「インフラ投資への環境配慮の統合」という観点に照らしたJICAの機能というのは、環境社会配慮ガイドラインの枠を超えて、そもそも、その国に対してどういう支援を行うか、例えばあるセクターのマスタープランづくりのときに、どういうアプローチで支援をしていくべきかとか、相手の制度をつくっていくときに、どういった技術協力をやっていくべきかとか、そういった投入をどういうふうに行って、より質の高い開発を進めてもらうことを促進していくかといった、JICAの支援方針のところでも常に考えられているところです。その観点に対して、環境社会配慮ガイドラインでカバーするところは、それよりもより狭くて、日比委員がおっしゃられたような個別プロジェクトのネガティブなインパクトについて回避・最小化するという点について、JICAの手続・制度として内部化して、常に配慮するような形になっているという仕組み・位置づけであり、線引きをしたほうがよろしいのかなと思っております。

○作本委員 私は、ガイドラインが最初にできた時は、民間投資、投融資を持っていなかったですね、JICAさんが。その中で内部化というふうに考えたんじゃないかと。今、民間企業はSDGs等を含めて、社会配慮を取り入れなきゃという国際的な風潮の中で、企業も積極的に動いていると。そういうようなところで、民間向けの統合ということと、民間向けの動きと、ODAの我々ずっと育ててきたようなものをどうやって合体させるのかという道も考えておかなきゃいけないと。

概して考えれば、民間のほうがはるかに、ODAのいろんなルールより遅れているというふうには私は印象を持っているんですけども、そのあたりで、今、現代的な統合とか、あるいは内部化という表現が必要なかどうか、どう触れるべきなのか、もしあれば。

○日比委員 今の作本委員の問題意識にお答えしているかどうか、わからないんですけども、一つ、今の議論を聞きながら思ったのは、今回の全体の見直しの作業で、よく世銀のフレームワークというのをレファレンスというのをして、私なんかも世銀のあれを見ながらいろいろ見ているんですけども、そうやって考えると、そもそもJICAのガイドラインと世銀のフレームワークが同列のものなのかという。まさにフレームワークと呼ぶ理由はそこにあって、多分違うんですね。

そういう意味では、今の統合を意識した枠組み、フレームワークで世銀は考えていっているのかなと思うので、完全にそうなり切っていないところもあると思うんですけども、そこを議論していると、後でも出てくる気候変動絡みで、じゃCO₂をどうやって測りますかというときに、ツールの話になってきちゃうんですけども、それはもともと、そもそもCO₂を出すようなプロジェクトに対して、どういう考え方でやっていくのかという大枠、もっとハイレベルのところの議論があった上で測らないと、そこはなしにガイドラインとして測りますというのだと、最終的にCO₂の削減につながる可能性もあるわけですよ。同じツールを使って、同じ測り方をしていても、インテグレートした考え方で大きな目で見れば、削減に向かうんですという前提で測ると、プロジェクト単体で測っていくのでは、地球の大気に与える影響というのは実は全然変わったことになってくるという可能性があるんですよ。

だからその辺を、答えはないんですけども、これをずっと見ながら考えていると、一つ一つの問題点はあーだこうだといういろいろ出てくるんですけども、全体をインテグレートしたフレームワークで考えていかないといけないだろうと。ただ、今回のガイドラインの見直しというのは、少なくともスコープは現段階ではそこまで含まれていないのだろうと。その中で具体個別だけを見ていって本当にいいんだろうかというのは、私自身もまだわからないところです。

○折田 一つ補足をさせていただきますと、先ほど加藤が申し上げましたとおり、JICAにおいては、国に対する支援方針があったり、地域に対する支援方針があったり、それからセクターごとに対するポジションペーパーと呼んでいますけれども、どういう方針でJICAは臨んでいるかというものがあったりします。それからSDGsに対しても、10個を挙げて今のところつくっていますが、目標一つ一つに対してどんな貢献をしたいと考えているかを示していて、気候変動に対しても、こういう貢献をしたいですというポジションペーパー、つまり対外的に出している紙などはあるのですね。

そういう意味で、根本的なところで、まず気候変動の緩和策と適応策を各種進めていくという意思表示がなされた上で、繰り返しになりますが、その負の影響を回避するために、こちらのガイドラインのほうと一緒に、前に進めるエンジンに対して、牽制機能的に組み合わせてJICAの中では使用しているという状況ではございます。

ですから、こういった場ですと、前段のところの、私たちはこうやっていきますというところ自体のほうのご議論をあまりご紹介させていただいていなくて、言葉が足りない部分はあるかもしれませんが、エンジンと牽制とあわせて、そういう意味では進めていると認識しています。

○林委員 今の国別支援方針とか地域別支援方針、あとはSDGsの貢献とかあるんですけども、国別支援方針というのは、それをつくる段階で、環境社会配慮面の検討は、例えば今言っているSDGsとか気候変動ポジションペーパーの中身が都度都度反映されるような性質のものなのか、それとも全く切り離されていて、国別の、どちらかというとな経済的な成長とかを優先するような、そういうものがつくられて、一方でJICA全体として、組織として、SDGsにこうやりますよ、気候変動にこうやりますよというのは、併存しているような形なのか、どちらなのでしょう。

○折田 またお時間のあるときにご覧いただければと思うのですが、大抵の国では、大きく分けると経済成長に資するもの、それから人間の安全保障に資するもの、環境に資するもの、そういったものが組み合わさった形で、日本政府とJICAで相談して国別の方針をつくっていますので、どちらかだけという国別方針はまずないと思います。

○林委員 SDGsへのJICAの貢献と、気候変動のポジションペーパーを見たのも、その都度反映されるという性質、国別のものにも反映されているということ。

○折田 はい、それは意識されています。

○林委員 それは何年に1回か書きかえるやつですか。

○折田 数年に1度だと思えますけれども、正確なところは確認させてください。

○工藤 JICA、企画2課の工藤と申します。

数年に1度でございますが、何年に1度絶対更新しなさいというものではありません。外務省が国別事業展開計画ですとか開発協力の、その国への方針をつくりますので、それに応じてJICAも、国別分析ペーパーと呼んでいるものですが、一緒につくって作成しているということになります。

○作本委員 今お話があったんですけども、ここにコピーを持ってきているんですけど、内閣府の

中に経済協力の委員会、インフラの戦略委員会がありまして、これがネットで、ホームページとかではあまり見ることもないんですけども、公開されております。インフラ戦略、輸出戦略として、これは平成30年度にでき上がったものであります。地域分類がなされまして、これには環境というのはあまり顔を出さないで、日本の経済、力を使って相手国のインフラを強化する、それでウイン・ウインに持っていくという、実際政治的なこういう動きがあるんですよね。

ですから、JICAさんがある意味では、こういうインフラ戦略、投資を含めてそれを支援するという立場に置かれていながら、ODAも同時にやらなきゃいけないという、要は昔のODA的なものをやらなきゃいけない、そのあたりのはざまにあるということを前提に考えないと、理念というのはつくれないんじゃないかなというのが私の印象なんです。

恐らく、旧ガイドラインの作成のときには、そういうことを考えなくてもよかったんですよね。これらの新しいJICAの事業を前提に考えると、投資の部分と旧来のODAにかかわるものを1本のガイドラインの中でつくらなきゃいけないと、そういうことに追い込まれているんじゃないかと思うんです。

○折田 旧来からインフラも、それから貧困削減も、人間の安全保障も、いろいろな形でODAでは取り組んでまはきてございます。ただ日本政府として、まさにおっしゃったとおり、内閣府のほうでインフラシステム輸出戦略を各省全てに対しての指示として取りまとめているので、私どもも外務省の下部団体としまして、一定の方向性を確認しながら事業を進めるという面はゼロではございません。

○作本委員 環境省ですと、温暖化とか廃棄物対策だとか、それにかかわるインフラ事業を候補として、例えば6分野で示せという形で、ほかの役所も同じですけども、上からおりてきていると、案件を発掘しろという流れでおりにしているわけですよ。

ここだけに時間をとるわけにいかないんですが、質の高いインフラについて、よろしいですか。まだ足りないところがあればお願いします。

○織田委員 先ほど作本主査がおっしゃったことは、急に質の高いインフラというよりも、質の高い開発とか、質の高い経済とか、もう少し上位概念を入れたほうがいいんじゃないかと、私はそういうふうに理解したんですけども、そのことについては全くそのとおりだと思いますので、ここに二つ並べて、開発協力大綱から突然質の高いインフラ投資という、かなり個別的なものに行く前に、前段のところにもうちょっと、理念にふさわしいようなものが書き加えられると、よりわかりやすいんじゃないかなと思います。

それから、持続可能な経済ということはよく使うんですが、包摂的で持続可能な経済というふうに、包摂性というのを入れることによって、より社会全体の格差を縮めるとか、そういう要素を含み得ると思いますので、そこは並べて入れるほうが具体的になるんじゃないかなと思います。

3番目に、私自身の中にもどこかで書いたんですが、迅速化ということについて少し注意をしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。というのは、迅速のほうが先に立つことによって、経済社会配慮のいろんな、ちょっと時間のかかるステップがあまりにも短縮されて、本来の意図することがなし得なくなるとは困ると思いますので。迅速化ということ、ご回答でもう既に決まって進めていることですのでし、その言葉自身が悪いというわけでもないんですが、どこかで、迅速性は重視するけれども、担保しなければいけないものがあるということも、うまく表現で

きるといいなと思っております。

以上、3点。

○作本委員 先ほど、人間の安全保障に触れたほうがいいという意見がありましたけれども、織田委員からのコメントと、ほかの方もありますが、社会的弱者とかジェンダー、もちろん人権もあるんでしょうけれども、こういうようなことも併記する必要があるでしょうね、今のよう。国際潮流の中でうたうかどうかわかりませんが、取り上げるべきだという考え方で。

○織田委員 そうですね。開発協力大綱でもかなり書かれていますので、そこをリファーされるときに、そういう大事な言葉を入れながらリファーしていただくことが大事じゃないかなというふうに、少なくとも今、国際潮流はまだあまり議論していないので、国内について言えばそうかなと思ったんです。

○作本委員 ありがとうございます。

最初に事務局から、1.1では4つ、質の高いインフラの概念とか、あるいは背景とか、そういうようなことでありましたが、質の高いのテーマについては何かほかにご意見ありますか。事務局のロングリストをつくるに当たって十分でしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと時間を食っちゃっていますけれども、1.1の例示が必要かとか、先ほど折田さんのほうから出しましたけれども。

○加藤 先ほど冒頭での議論でもありましたが、開発協力大綱のもとの質の高いインフラや、人間の安全保障の理念を捉えるのとあわせて、論点1.2の国際潮流のパリ協定の話とか、SDGsの話とか、そのあたりを全体としてうまく取りあげる形で、理念とか基本方針での言及の仕方を考えるというのが、今の議論を伺うとよろしいのではないかと思います。

○作本委員 折田さんからおっしゃられた、先ほど4つぐらい指摘されていましたが、これについては、1.1についてよろしいですか。何か欠けている議論あるいは確認しておきたいようなことがあれば。

○折田 当方からは大丈夫です。

○作本委員 委員の皆さんから、1.1関連でよろしいでしょうか。ODAとインフラ投資、この2本柱をどうやって示すかということ。よろしいですか。ジェンダーとか弱者についても理念の中に入れるということ。

○織田委員 そうですね。開発協力大綱をしっかりとリファーしていただくことが大事じゃないかと思えます。

○石田委員 今おっしゃったのは、7ページの真ん中まで全部ということですか。

○作本委員 ええ。7ページの26番までの。

○石田委員 26番まで含まれているんだったら意見があります。

今のガイドラインも確認したんですけれども、次世代に引き継ぐということは書かれてないようなんです。何でこれを言っているかという、包摂的で持続可能なというのは、もちろん次世代に引き継ぐということは当然入ると思うんですけれども、ただ裏に隠れてしまうと思うんです。幾つかの案件をこうやって具体的に審議させていただいて、例えばマングローブの利用について、今生きている私たちはマングローブの保全もやりつつ、でも防災に使いたい、それからセットオフに使いたいということで、そういう観点からやっているわけですが、でもそういうことで、ある程度事業をやることによって削られる部分は仕方がないと。

ただ、マングローブを防災にそんなに使わなくてもいいような国で、例えば台湾の台北の北部に立派なマングローブ林があるんですけども、あそこはマンション開発もさせないし、完全に保護しているんです。なぜかという、あの国は、公園とか緑を残すことを非常に重点的にやり続けている国なので、あそこは絶対潰すつもりは多分ないんだと思うんです。そういう意味で次世代に残しているわけです。

だから、今の利益とかで折半する形でセットオフするんじゃなくて、長く使わせていきたいと、それで教育にも環境保全にも研究にも使いたい、それからもちろん防災にも役に立つんだと思いますので、そういう観点から長いスパンで考えたときには、マングローブは切らずに完全に残すということを選んでいくわけです。

だから、それは次世代に残すという言葉がどこかにないと、今の段階で判断して、災害の被害を防ぐためにここは削っていいんだ、経済開発のためにここはマングローブは、例えば100個あるマングローブを、単位で100あるとすれば50にしても、50はどこかで別に植林すればいいんだということになると、景観も変わるし、生態系も少し変わります。そういう考え方よりも、むしろ次世代に引き継ぐ、大切なものはそこは開発しないで次世代に残すんだというところ。

しかも、次世代の人たちって、今、生まれてきていないわけですから、わからないわけです。彼らが生まれるときに半分に減っていたらどうしようもないわけでしょう。そういう意味で、次世代に引き継ぐという言葉と、持続可能なという言葉とは別に残してほしいなと思うんです。個人的意見ですけども。

そこが環境アセスの限界なんです。環境アセスの限界というのは、今ある最大値、最適な解を求めるから、どうしてもそうなるけれども、ロングタームで見た場合、ロングタームの人たちに対してもっと最大のベネフィットを与えるためには、どうすればいいということを与えられないので、それとは別個に、最大限残すという言葉とどこかに入れていただけないかなと思います。あくまで個人的意見です。

○折田 ありがとうございます。

最終的に文言自体を固める作業というのは、諮問委員会のほうで行われることにはなっていくんですけども、大変大切な視点だと思います。、もちろんそういうことを踏まえながら、次世代に残すという単語や、長期的な視野などで、きちんと盛り込むような方向での検討がなされるように、今、テイクノートしていくということだと思います。

○石田委員 それともう一つ、この委員会は、要するに最終的に諮問委員会でいろんなガイドラインの中身を詰めていかれる委員会があるわけですね。それに対する意見表明というか、最初の作業をやらせていただいているわけですけども。

○折田 深掘り作業ですね。

○石田委員 ええ。深掘りして、それを諮問委員会の方々が見て、自分たちの意見を加味しながら、最終的に決まってくんだと思うんですけども、これは主査にもお聞きしたいんですが、今日ここでいろいろ話し合われた内容が、並列的にそうやって上に上げられるというよりも、メリハリをつけておいたほうがいいんじゃないかなという気がする。

例えば、今、1.1は非常に、ヒートアップしたとは言いませんけれども、長いディスカッションがあったので、そこは委員会としては重要だと考えているところですので、そういう但し書きのよ

うなものをつけるなり、メリハリをつけて提案しないと、もらったほうもよくわからないという印象を持ちました。

だから、それが最初、私、これに参加するに当たって、何をどこまで、どうやればいいのかわからなかったと。

○加藤 主査に本日の議事はお任せいたしますけれども、事務局の提案としては、今のような議論を5つの論点についてそれぞれ行っていった後で、最後の残された時間で、どの点をプライオリティーとして高く打ち出していく、またある点はプライオリティーは高くないけれどもメッセージとして残しておきたい、そういったところを洗い出していきたいと考えております。その方向性をいただきましたら、事務局としては、今日行われた議論をサマライズしたものをロングリスト的なものとしておつくりをして、ワーキンググループ後にまた出席委員に共有させていただき加筆・修正いただくという手順を想定しています。

○作本委員 全体会合の委員の半分の方は、今日10名見えておりますから、半分ぐらいの方が見えていると思うんですけれども、今、石田委員からありましたように、強弱を文章表現の中で全体会合の中で伝えていただけるとありがたいと思いますので、そこら辺は強い意見があったとか、ここに関しては疑問が残ったとか、うまく表現していただけることを期待いたします。単なるロングリストだけでは受ける側に不安が残るかと思います。

では1.2のほうに移らせていただきます。時間が今、50分近くかかっている、当初30分ぐらいを目標にしていたんですが、論点の2のほうに移ります。

2番目の論点は、また折田参事役からと思いますが、要約というか、まとめがあるかと思いますが。27番から46番、12ページですね。ここまでの間が皆さん方からの質問になります。

ここで私のほうから簡単に言いますと、SDGsはもちろんでしょうがパリ協定に代表される国際潮流。先ほどは国内でしたが、今回は、国際潮流をどうやってここでかみ合わせて入れておくかということになります。

内容としてはSDGsと、あとパリ協定。これは当然、温暖化の問題をどうやって理解するのかということで、コミュニティの足元の問題が組み合わされていますから、ここら辺をどうやって反映するのかということがあります。

あと、JICAの場合、SDGsの10項目、17あるはずなのに10項目だけのSDGsのシール集めやっているんですね。うちはここで貢献できると。経済発展を通してこれで貢献できるからと、貧困撲滅にというような形のをしているので、なぜJICAが10個に特定するのかとか、そのあたりの議論が出ております。

あと、NDCという、各国でつくる自分の目標が国際的に見ていいのかどうかという、なじむのかどうか、そういう意見が出ています。

では、ボールを折田さんのほうにお投げしますので、よろしくをお願いします。

○折田 では、引き続きまして、まずSDGsについて17ゴールがある中で、JICAは10しか挙げてないではないかというようなことですが、1番最初の27のところ記載しているとおり、10のゴールで中心的な役割を果たすということで、特に貢献できるであろうことを挙げて、まさにメリハリをつけて表明しているわけではございます。皆様よくご承知のとおり、開発課題はその一つ一つが単独であるものではなくて、複合的に進めたり包括的に取り組んだりすることが必要なものなので、

残りのターゲットについても必要に応じて、間接・直接・単独・複合で取り組んで、SDGsの達成に貢献することを目指しています。そういう意味で、そのほかのゴールについても取り組まないという意味では、全くございません。

また、いずれの事業についてもNGO、それから民間企業、国内外のパートナーとの連携確保ということを大変重視しているところではございます。

同様のご質問を、口頭で恐縮ですが、31、35、36、41でいただいていると理解してございます。

41のところは、10個なのですかというご質問に加えて、どのように貢献していくのかをチェックする仕組みをどうするのかというようなところが記載されているのですが、貢献度合いを測るような指標や方法については、実際検討に着手しているところではございます。SDGsについてはそういった形でございます。

また、2点目のパリ協定については、主要なところは42番ですけれども、ほかにいろいろと書き方はどうしますかというご質問については、論点1のほうでもお伝えしたとおり、例えば28番のほうで掛川委員が書いてくださったように、国内の状況、国際潮流と分けながら、そして前半の皆様コメントを踏まえながら、理念と基本方針のところに記載していくということと理解いたしました。、42につきましては、パリ協定のみならず、石炭火力発電所のインフラ輸出支援についてということで記載がございまして、こちらにつきましては、気候変動対策自体の重要性については、JICAとしてもとても大切に考えているところではございます。

一方で、石炭火力発電所という形でお問い合わせの件については、まず日本政府の方針を回答に記載させていただいてございます。エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、相手国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧以上の発電設備について支援を検討する方針ということで、日本政府は記載しています。したがって、JICAではこれを踏まえて、OECDルールや環境社会配慮ガイドラインに留意しながら、日本政府と十分に相談をしながら検討していくというのが回答になってございます。

作本委員よりご指摘いただいた点は、ほかにはございましたでしょうか。

前段のところを先に申し上げるべきだったのですが、基本的に気候変動に係る国際潮流について、日本政府の検討を踏まえながら、きちっと、柔軟かつ迅速に対応していきますというのが基本姿勢でございまして。すみません、順番が入れ違いました。

○作本委員 ありがとうございます。

では、1.2についてこれから取り上げるということで、時間の関係で、掛川さんが退室されることがありますので、もしこれについてありましたらお願いします。

○掛川委員 すみません、一言だけ。

まず、理念での協議で、特に国際的な援助潮流はガイドラインの理念に十分反映されていますかという質問に対しての提案と申しますか、フィードバックということで、私も28のほうに書かせていただいているんですけども、改めてお伝えしたいのが、SDGsとパリ協定の重要性は、JICAの方々、皆さん重視されていると思うんですけども、SDGs達成に向けた実践と国際協力、それから2050年もしくは年度は書かないにしても、脱炭素化社会構築に向けた国際的な潮流を踏まえて、

我が国の開発協力もありますし、それに沿って世界的な平和・安定・繁栄を目指すためにやっていますという、その大きなことを明確に書き出す必要があるかなと思っています。それがあつた中で、先ほどの質の高い経済成長であるとか、もっと細かく言うと、質の高いインフラ投資とか、そういった細かいことも出てくるのかなと思っています。

その位置づけ、特に脱炭素社会の構築に向けたというのが、後々の後半の議論にもかかわってくると思うんですけれども、その2点を明確にするべきかなと思っています。

○作本委員 今ご指摘あつた点はよろしいでしょうか。

今、旧ガイドラインを見ているんですけれども、国際的な潮流の次に日本の考え方を置くという基本的な枠組みではよろしいですか。

掛川委員、退室されちゃうんですが、今の件でもしご意見があれば。よろしいですか。

では、お時間の許すまでお願いします。

あと、今JICAのほうから出された、まずはSDGs、これの優先順位のことから、石炭に係る、あと石炭輸出ですか、その流れをご紹介していただきましたけれども、質問表を見ながら、回答表を見ながら、いかがでしょうか。10のことを中心的役割というふうにJICAさんのほうでは説明、このような理解でよろしいですか。あえて10に絞って強調する必要はあるんですか。

○折田 メリハリです。

○作本委員 メリハリになるんですか、これが。

○折田 はい。JICAがより貢献できるところから、メリハリをつけて示しているという感じだとご理解いただければと思います。10個という。

○作本委員 10個ですよ。

○折田 はい。

○作本委員 例えば経済一辺倒になってしまうとかの不安は生じないですよ。3つの後ろに二つ目のグループだけを強調し過ぎていることはなさそうですね。

○折田 ないです。

○作本委員 飢餓とか健康とか教育ですね。

○折田 もちろんです。

○石田委員 SDGsの中の一つに、大陸の7割を占める面積である海洋とか海があつたと思うんですが、7割を外す理由は理解できないんですけれども、どうしても開発援助というのは陸中心なんですよね。ようやく海が出てきたなと思っていたんです。でも海が外れているというのはどういうことかな。

○折田 海洋資源ですか。海の豊かさはもちろん守る必要があります。

○加藤 SDGsに関する国連で採択された成果文書自体については、日本政府を含め、これに取り組んでいきたいと思いますという全会一致で合意をしていますので、日本政府方針のもとでのJICAも、全体のSDGsに取り組むのは当然求められています。その中で、JICA回答の記載でも「JICAの知見・経験を活かし」というふうに書いてございますけれども、我々の持っている強みとかノウハウという点もある程度考えなくてはいけないということで、我々が今世界に向けてリーディングロールを果たせるところで、まずはSDGsの取り組みを牽引していくという、そこはメリハリをつけているとご理解ください。従って、ゴール14をやりませんということではない点、ご理解ください。

○石田委員 ただ、10のゴールについて中心的役割を果たしていくことを方針とするか。決めておかれる基準が私はよくわからないんですけれども、実績からいえば、JICAさんは水産部署という大きな枠があって、それで途上国の人たちのたんぱく質の確保や水産業の発展に健全に寄与するために、かなり多くの国で港をつくってきました。水産庁自体も海外協力漁業財団を通じて同じような協力をしているわけです。人材育成もしているわけです、漁師とか船乗りの方たちのため。

大洋州の国なんか見てみると、海から資源を得るといのはとても重要な要素なんです。多くの国がそうなっているし、今、健康問題を考えても、陸上のたんぱく質から海の資源に移っているという傾向が十分ありますので、水産物の価格が上昇しているのはそのためです。

という時代にもかかわらず、JICAさん自身も水産部署もあって、水産技術協力プロジェクトもやったし、農村開発部の中で水産、漁村の開発もやっているのに、どうして海が外れるのかなという疑問です。今さらに申しわけない。質問で入れておけばよかったですけれども。

○折田 私の説明が不完全で申しわけございませんでしたが、10という数のほうにより着眼点だけにしてしまったものの、全てのゴールについて、JICAにおいては取り組み方針を作成してございます。そういう意味では、まさにより強みのあるところにというところではありますけれども、14の海洋についてもしっかりと取り組んでいく所存ということだと思います。最初の説明が舌足らずで、まことに申しわけございませんでした。

○作本委員 今の理解でよろしいですか。10だけじゃなくて、それらについても。

○石田委員 はい、結構です。

○作本委員 海洋の問題が急に今浮上していますからね。海洋汚染の問題も含めて。

○日比委員 今の点で一つだけ。私も石田委員と全く同じ疑問を持っていましたので、資料の読み方だったらあれかと思うんですけれども、確かに、ほかへも貢献をされるということが書いてあったと思うんですが、JICAさんほどの規模で幅広くされている中で、あえてこの10を取り出すというのは、少なくとも読み手にとってはミスリーディングだと思いますし、それを特出しする理由というか、プラスになることはないんじゃないかと感じます。

○折田 ご意見をしっかりと踏まえて、前向きに検討させていただきたい。私が決めるわけじゃありませんが。

○作本委員 ある意見では強調を経済成長のほうに置いて、経済成長を進めればほかの部分もよくなるんだと、当然にと説明されるようなところがありますから。JICAさんの活動はこれまで高い国際的な評価を受けてきておられますので、これがマイナスの印象を与えなければと思いますね。幅広くやっていますものね。

○折田 やっています。ありがとうございます。

○作本委員 ぜひそこは。ただ、海洋資源を守るという言い方だけじゃちょっと狭くないですか。今、JICAさんが抱えているプロジェクトではそうなっちゃうのかもしれないんですけれども、海洋も今、CO₂が増えて、異常気象で資源もなくなるし、いろんな問題が起こっていますよね。ぜひ次世代にもつなぐという、そういう視点のもとに、今の石田委員の考え方を反映していただけると。

○石田委員 ぜひ、可能であれば入れていただければ。

○重田委員 ジェンダーも入っていませんし、格差もないですから。SDGsがもともと誰一人取り残さないと言っています。JICAのSDGsのゴールは人権が弱いのかなという印象を持っていますの

で、同時並行で触れていただきたいと思います。

○折田 しっかりと諮問委員会のほうでも強調していきたいと思います。

○作本委員 人権はどうしても物事を考えるときの黒柱ですから、これを抜きにして個別分野の改善というのはあり得ないかと思うので、やはり強調していただけるとありがたいですね。今の重田委員に私も賛成です。

SDGsについてはそれでよろしいですか。

○林委員 今の論点と似ていて違う話で、私が31に書いたSDGsのチェック、JICAで2018年度から、JICAの事業サイクルでは、開始前に、SDGs達成に向けてどのように貢献するのかを記載・チェックする仕組みがあるということなのですが、これはどういうものか、それとガイドラインとどういふふうに関係しているのか、お伺いしたい。

○折田 ご承知のとおり、JICAにおきましては、そのプロジェクトを開始する前に、事前評価表として、いかに当該案件を行うことが妥当であるかという評価を行ったものの簡単な概要表を公表してございます。そのプロセスの中で、当該案件がSDGsのどの項目に、どのように達成するかというのを必ず記載するようにしてしまっていて、それをもってJICAの中でボードも含めて通していくというようなプロセスをしています。

○林委員 どういうものなんですか。シートでちゃんとチェックとか、そういう感じなのか、それとも細かく中身を想定して、項目がいっぱいあるし、例えば数値的なものとかもいっぱいあるじゃないですか。それをどういう形でチェックしているものなのか。

○折田 もともと公表しているもの自体が2、3枚で、ご承知のとおり、SDGsについてだけ書くものではないです。、どういう背景で、先方とどういう対話がなされて、どういう成果が見込まれて、数値目標が何で成果を測るべきで、どういったような環境の配慮がなされるべきか、環境のカテゴリは何かとか、全部そういうことが記載されているものの中に、SDGsについて記載をしてもらおうというたてつけになっています。

○工藤 具体的には、どのゴールにこの事業は該当するのか、貢献するのかといったことを事業ごとに分類して、公開しています。

○林委員 それはチェックリスト的に、要するに細かく調査した上でチェックしているのか、それとも何となく感覚でチェックしているのかという感じを知りたかったんです。

○工藤 この表自体はチェックリストという形ではなくて、定性的な文章ですけども、内部の検討の段階で、この事業が17のゴールのどれに該当するのかということは、主管部と、あとほかの部署も交えて検討しているところです。

○折田 あと、事前評価表というものが出されるときには、スキームによって、事業のタイプによっていろいろな形をとりますが、基本的に何らかの形での調査が行われて、きちっとした一定の分析を行った上で公表しているものです。そういう意味ですと、気が向いたものを書くとかではなくて、何度も政府とも話をしながら、練られた状態で公表されているものでございます。

○林委員 その結果と、ガイドライン、だぶっているところ、だぶっていないところもいっぱいあるんですけども、项目的にダブっているようなところとかあると思うんですけども、ガイドラインの評価するアセスメント、その辺というのは何か。

○加藤 事前評価表においては、環境社会配慮に関する記述は、SDGsとはまた別の枠として書い

てございますので、SDGsに照らした評価を書くところは、環境社会配慮ガイドラインとは別の審査のプロセスで捉えられているということです。

○林委員 ということは、そこに不整合がある可能性もあるわけですか。

○加藤 不整合というよりも、同じ方向の内容をそれぞれの記載欄に記載しているものと思います。

○林委員 どこでチェックしても構わないんですけども、要は、きちっとチェックされたものがちゃんと後ろの段階にフィードバックされていて、その結果がきちっとガイドラインとかのところにも反映される仕組みであれば、それはそれでいいと思っているんですけども、単純に独立していて、何か不整合が生じていてもそのままというような形、要するにプロセスとしてうまく、それは統合されているとは言わないと思うんです。その辺がうまく統合されていて、不整合なくいっているという仕組みであれば全然問題ないと思って、その辺が、あること自体は非常にいいと思っていて、それがうまく連動しているかどうかというところかなと思ったんですけども。

○加藤 審査のプロセスでは、主管部が、SDGsの側面も、環境社会配慮の審査も一義的な責任を負っていますので、主管部にて包括的に全体の整合がとれている形で分析をしているということになります。

○作本委員 31番の林委員の何か評価する方法、ある特定の事業、経済活動を取り上げて、これがどういう場面でSDGsがかかわって、役に立つかという評価はできるんですけども、負の側面は避けがちなんですよ。負のところの評価も含めて、小さいかもしれないですが、それも含めて取り上げるという段階に入っているんじゃないかと思うんですね。ですから、この評価表というのは私も見たことありませんけれども、ぜひそれを。

○折田 事前評価表は、全て公開されています。

○作本委員 公開されているんですか。わかりました。

○織田委員 今、話に出ているのは事前の評価表なんですよ。ガイドラインでチェックするのは事後。前もあるけれども、実際にどうなったかというところになると思うので、時期的な違いがあるんじゃないでしょうか。それは考え違いですか。

○加藤 環境社会配慮ガイドラインでカバーする手続きとしては、ご理解のとおり、事前に環境レビューを行うプロセスがあり、その後に実施段階でモニタリングをして、きちんとそれがなされているかということを確認するというプロセスがありますけれども、今議論されていた事前評価表は、供与前の意思決定においてSDGsへの貢献が評価されているか、また、環境社会配慮が評価されているかという議論であり、そしてその結果が事前評価表の中でどのように記載されているかというものです。

○作本委員 ODA関連の事業はそれでいい、投資関連も同じようにこれがなされるんですか。投融資関連の事業ですが。

○工藤 投融資については事前評価表というのは公開しておりません。というのは、民間企業の方が相手ですので、公開できるものとできないものがありますので、プレスリリースで投融資を行ったという実績はしておりますけれども、同じフォーマットで公開しているということではございません。

○作本委員 実は私も大事な点だと思って、企業に関して、日本で先ほどアセスの話がありましたけれども、例えば、入り口の段階での簡易アセスでどういう問題が起こり得るんだろうかという、

そういうチェック方法を日本はまだ採用していないんですよ。この事業をやるに当たって、入り口の段階でこういうことが想定されるよというようなことを、あらかじめ企業の人とやりとりすると、気をつけていくという認識が民間のほうに育っていくんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、投融資に関しても、できれば林委員から出されたような評価、事前であれ、事後であれ、両方ともでも構いませんけれども、何か取り入れていただくようなことができれば、SDGsのやりやすいような事業からでも構わないと思うんですが、私自身はありがたいと思うんです。

○林委員 それは対象事業とか、そういう全体的な、次回多分そうなんですけれども、そういうのとすごく統合の話も全部関係していて、個別個別の議論をしていると、これとこれも次回、3回目、4回目と関係しているなとかというのがいっぱいあって、おっしゃるように、アメリカのNEPAみたいなやつで、もう全部やりますよと言って、これとこれはやらないというやり方もあれば、日本の仕組みみたいに、これとこれはやりますけれどもほかはやりません、例外が出てきたらその都度考えましょうというやり方と二つあって、今おっしゃっている話というのは、前者のほうのアプローチも大切だねという話ですよ。だから、仕組みをどういうふうな形にするのかという議論に非常に関係しているのかなという気はしました。

○作本委員 今のODA事業に関しては事前に出しているんですよ。こういう関係、社会影響があるというような、簡単な項目で調べて。ただ、経済活動、投融資に係るところについて、簡単にできるかどうかわかりませんが。

○工藤 投融資につきましても公開しているものもございますので、私の先ほどの説明が漏れておりました。全て公開しております。

○折田 いずれにしても、まさに林委員におっしゃっていただいたとおり、その対象事業等については、次回の包括検討のテーマと承知してございます。

○作本委員 SDGsのほうも、火力に入る前に、あるいはパリ協定に入る前に、このあたりの区切りにしてよろしいですか。何かSDGsとの関連でご意見等あれば。27番から。

○折田 当方が、お読みいただければ恐らくご理解いただけるであろうと思ったものについては今ご説明せず、まさに2点だけご説明申し上げました。

○作本委員 SDGs関係は31番ぐらいまでかなと思いますので、よろしいですか。もしも議論がまだ不足でしたら、メールでのやりとりのときに追加していただければ。

次にパリ協定の記述、気候変動、32番から、10のゴールがまた出てきちゃうことがありますけれども、温室効果ガス、このあたりの排出量は次の1.3に任せますが、1.2の終わりまでやって小休止にしたいと思います。

それでは、SDGsは一応区切りをつけて、32番からのパリ協定。

○日比委員 すみません、一つ、パリ協定の議論に入る前に、40番でミティゲーション・ヒエラルキーのことについてコメントさせていただいたんですけれども、それは入れる場所がどこかというのは、私もそこまで考えてなくて、答えを見て初めて、そういえば別紙1とか2と、これはどういう意味なんだろうと、また別の疑問が湧いてきてしまったんですが、それはさておき、確かに特に世銀なんかは、基本方針のようなところに書かれているんですけれども、世銀の場合って、たしか回避ができない場合には最小化とかという、ちゃんとヒエラルキーになって記述されているんです

けれども、今の別紙1だと、回避・最小化するような大胆緩和策というので、読み方が、解釈がいろいろあるんでしょうけれども、明確にまず回避になってないんですね。

実際、これまで助言委員会の議論なんかでも、まず回避を検討するという順番になっていないケースが少なからずあるなど感じていまして、それでこのミティゲーション・ヒエラルキーの重要性をいま一度掲げたほうがいいんじゃないかなと。やっぱりまず回避、それができなければどう最小化するかということであるべきだと思うんですけども、今、現実的には最小化から検討が始まるというところ。そういう意味では、より具体的な事業に近いところよりも、理念とか上流の部分でやったほうが、結局現場ではあまりに近いところで、何が何でも回避かなと言われるのも困るものもあるのかなと思ったので、より理念にふさわしいのかなというふうには思って、挙げさせていただきました。

○作本委員 今の意見は、石炭火力が当然かかわってくるテーマですよね。ですから、考え方の流れをご紹介されていると思うので、これを、考え方じゃなくて部分に落とす。どこに落とすのが適当かどうかも含めて、私も今、不安を感じるんですけども。

○加藤 現行のガイドラインでのたてつけで申し上げますと、18ページ、別紙1の「基本的事項」の後に、「対策の検討」というところで既にその点の言及があります。ここがまさに日比委員がおっしゃられる「回避」と「最小限」が並列して書かれているとのご指摘の点になります。ここは我々が審査していくときの考え方の順番が書いてある部分になります。一つはそこを改善するという考え方もございますし、もしくはここで書きつつも、「理念」のところでももう一度言及するというご指摘と理解しました。

今、画面でも出てまいりましたが、現行のガイドラインの「対策の検討」の1のところです。「望ましくない影響を回避し、最小限に抑え」と記載し、更にそのために代替案の検討を行う旨記載しています。その後更に、「回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には最小化、軽減措置、そしてその後に代償措置を検討」と記載しています。

一応、ミティゲーション・ヒエラルキーの順番では記載していますが、そこをより「回避」というところを前面に出すという点は、現行ガイドラインには明確には記載しておらず、まさにおっしゃるとおりかと思えます。

○山岡委員 一般的にリスクマネジメントから言いますと、リスクが大きいものについては回避をする、中程度以下であれば最小化あるいは転嫁とか、確率を落とすというのが一般的なので、この場合でも、環境影響が大きいものについては回避というのが大事になると思いますけれども、環境影響がそれほど大きくないものについては、最小化を優先するということは現実にはあり得ると思いますので、ここでヒエラルキーで、あまりはっきり書くと、かえってやりにくくなるのではないかなとは思いますが。

ですから、今のJICAのガイドラインの書き方でもいいのではないかと思います。

○作本委員 文章としては取り入れているということになりますね。確かに回避といった場合には、やめたらというか、出てくる言葉がないわけですから、このあたりは考え方ということで、本体に入れるよりは、むしろ今のような別紙のところ。

○山岡委員 あまり明確に順番をつけないほうがいいのではないかと思います。

○作本委員 わかりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか、今のような考え方の流れで。日比委員、よろしいですか。

○日比委員 基本的には。ただ、回避ができない、あるいは妥当でない場合は、最小化というのは当然、それもヒエラルキーになっていると思いますので、いいと思いますけれども、その段階に沿って検討は進めていくべきだろうとは思っています。

その中で、何でもかんでも回避ということには当然ならないと思いますので、そこは実際の助言委員会なんかでの案件でいくと、回避を全く検討せずに最小化から入るケースというのが見受けられるので、そこはいま一度、まず回避を少なくとも検討すべきなんじゃないですかというつもりで書いています。実際どこに入れるかというのは、個人的には、どこかに入っていればいいかなぐらいに思っているんですけども。

○作本委員 気候変動の関係では国際潮流議論に並ぶぐらい重要だと。いっぱいあるけれども、重要だということで、SDGsに並べる形で、第2番目のような形で位置づけるということでもよろしいかと思うんです。

38番で日比委員からご指摘の気候変動の議論、これからさらに変化するかもしれませんね。これだけ世界中の人がいろんな異常気象の問題を認識している、オーストラリアの森林火災もありますけれども、そういうようなのが出てくると、考え方が日々、IPCCやらの情報を受けたりで、変化するから、進展に合わせた形での対応がとれるようにというのが大事なかなと思うんです。

38番の1.5度が今むしろ重視されるようになってきているということで、このあたりはやはり大事じゃないかなと思います。

○日比委員 その点はまさにおっしゃっていただいたとおりで、2度といたったのが、5年前の時点の2度が今は1.5がほぼデファクトになっていますし、一番直近のIPCCの報告だと、この10年の間に手を打てるかどうかにかかっていると。そうすると石炭の話にやっぱり入ってくるんですけども、この10年の間にどこまで減らすかというのが国際潮流としてあるとしたときに、石炭って本当にいいのというのは真剣に、難しいところがあるのかなとは思っていますけれども、むしろ外務省なり政府と、本当にこれでいいのか、JICAとしても本当は気にしてほしいなと思うんです。これを続けていて、国際的な中でJICAとしてのクレディビリティにも心配であるというようなことを政府にもぶつけていってほしいなと思います。

先ほどの42番、重田委員が挙げていただいているところへのご回答、石炭の考え方も書いてあるんですけども、回避・最小化というあれから考えても、十分でないと思いますし、国際的な潮流からいけば、石炭はとにかくやめる、どうやったらやめられるのかということを考えていくのが今の国際社会の潮流だと思うんです。

ジャック・アタリは犯罪行為だというふうに、個人の研究者がどう言うかはさておき、でもEBRDの総裁を務めた人が言っているようなことというのは重みもあると思いますし、相手国がどうしてもと言うからやりましたというのは、気候変動における国際潮流の一番の柱としてパリ協定を掲げるのであれば、それは、相手がどうしても言ったので、一番すぐれた技術をもってやりましょうというのは、パリ協定に答えているとは言えないと思うんです。

SDGsも、10個のうちの一つに掲げられているわけですから、ここは最終的にどうなるか、それは当然政府のあれとも関係はあると思うんですけども、石炭をやりたいかたたらほかに行ってくださいぐらいの立場を本来は示すべきだと思います。

ここで超々臨界をやったところで、たかが知れていますから、それよりも、30年、40年と排出がロックインされることのほうがインパクトは大きいと思いますので、ここはどこまで検討いただけるのかわからないんですけども、国際潮流というのを掲げるのであれば、国際潮流に逆行することをやるんだという、言われたっていいんだというぐらいの覚悟を持ってやってくださいねということだと思います。

○山崎委員 私も、44番のところで少し触れさせていただいているんですけども、我々も、銀行として原則石炭火力はやらないという表明をしているので、今この時代、やるような時代ではなくなっているというのは、そのとおりだと思います。

ただ、ここで議論しているのは理念について議論していると理解してしまして、石炭火力発電というのは特定の1セクターでしかすぎないと。それを理念の中で言及するというのは、全体感からするとやや外れているんじゃないかなと個人的には思います。

特にパリ協定というのは、パリ協定の中身を読んでも、石炭火力発電をやらないとは一言も書いていないんですね。枠組みとしては、温室効果ガスを削減していくために、各国が自ら目標を定めて、その削減目標に向けてPDCAサイクルで見直していきますという枠組みになっていると理解していますので、理念としてパリ協定という、200カ国もの国が合意されたものについて言及するというのは、非常に重要なことなのではないかなと、世界潮流を捉えるという意味で重要なのではないかなと思いつつ、その後、特定のセクターのものについてやるかどうかというのは、その国がどういう目標を掲げて、エネルギーミックスの中で温室効果ガス削減をどのように達成していくかというところを見据えた判断ということになるんじゃないかと思います。

○作本委員 今、山崎委員から出ましたように、パリ協定を国際潮流としてうたうのはいいんですけども、その次に出てくるESGの点がありますよね、39の。あともう一つ、日本はどうなんだと、ここまでを理念に入れるのかどうかということになってくるわけですが、理念としては、化石賞までもらっていますので、そういう意味では何かしらの基本姿勢を出して、方向だけでも、抽象的な言葉でも、石炭火力とは言いませんけれども、エネルギー政策について、環境調和を求める何か入れてほしいなと思います。

いかがでしょうか。

○山岡委員 理念については当然入れていくべきだと思うんですが、石炭火力の扱いについては、今、パリ協定では日本政府の姿勢が求められているわけで、外交方針が求められているわけではないですね。それも一部ということになると思います。

日本の場合は、まだ石炭火力、これから原子力の代替として非常に計画が多いので、これは経産省が政府方針として許認可を出し、認めているわけなので、こっちもやはり整合をとらないと、日本政府としてパリ協定に従うというか、方針に従ってやるということにならないので、この部分は多分、JICAとしてもなかなかコントロールできない部分なので、あまりそこは具体的には書けないんじゃないかなと、理念の中で。

○作本委員 JICAさんで、もし石炭火力についてこう考えると、日本政府はということでこれを入れたとしたら、同時に、JBIC、その他のNEXIさん等がどうやってこれに対応するかということ協議しておかないと、大変なことになりますよね。

代替案は我々独自につくれるのかも、改定できるのかもしれないんだけど、この石炭火力は

JICAさんだけでやっているわけではなくて、JBICその他、NEXIも動いているわけですから、あまりへんてこりんなことを言うと、日本の政府意向を無視しているんじゃないかというふうなたたかれる可能性があり得るかと思うんですね。そういう意味で、山岡委員がおっしゃるように、理念のところをうたうと、レベルが高くなっちゃうんで、さあどうするかということかと。

○山岡委員 石炭火力とまではなかなか書けないんじゃないかなと、現状。

○作本委員 書けない。そうすると、その中間に来るのがESGを尊重するとか、もう一つはNDCですよね、ここで何かが出ている。これをどうやって我々考えていくのかということころ、落としどころを考えておいたほうがよろしいのかなと思うんです。

○日比委員 一つ、NDCのところなんですけれども、当然、NDCは尊重すべきことになるんですけれども、厄介なのは、パリ協定気候変動枠組み条約というのは日本側も網がかかっていますから、日本もNDCがあって、海外での取り組みというのをどうするか。日本のNDCは、たしかJCMを通して貢献しますぐらいの書きぶりだと思うんですけれども、日本のNDCは、目的としてはパリ協定の第2条の達成を目指すということになっているので、具体的にどうやっていくかというのを、そこまで細かくODAの中でということころまでは、JCMに触れられているぐらいではあるんですけれども、ただ、石炭火力が第2条に貢献するのかどうかというのは、JICAさんの中で検討すべきことだと思うんです。

それを理念に書くのかどうかというのは別なんですけれども、それは相手国のNDCに仮に高効率の石炭火力をやっていくんだと書かれているから、JICAさんがやると、自動的にやってもいいということにはならないと思うんです。それは日本側のNDCと照らし合わせて考えれば、日本の排出量にはならないのかもしれないですけれども、明らかに地球の大気には増になるケースがほとんどだと思いますので、そういう観点から見ていくというのが、パリ協定を理念に掲げるというのはそういう意味だと思うんです。

後の議論のところ、相手国のNDCにうんたらというのが出てきて、それは一理あるにはあるんですけれども、それだけでは、気候変動の問題、CO₂の問題は、特に石炭というのは対応しきれないと思うので、ちょっとまとまらないんですが、そういう意味では、理念に石炭と書くかどうかはあれなんですけれども、理念にパリ協定を書くことの意味というのは、この後のより具体的な議論のところ、しっかり反映させていく責任は発生すると考えます。

○作本委員 理念のほうが高位になりますけれども、内容的には抽象的になるだろうということで、温暖化のこちらのほうをまずはうたっておいて、具体的にできる項目、火力その他の努力は個別項目に落とししていくと。

ただ、ここで中間に転がっているのがNDCなんですよ。相手国が言っていることをどうするかということになると、内部的には我々も考え方を議論して、今後深めていくということになるでしょうね。NDCを尊重しないほうがむしろいいんだという意見がこの中にありまして、NDCは相手国がつくるから主権の範囲で、大事なことではありますけれども、NDCを超えた国際的な約束も動いているんだという意味合いで使っているかと思うんですけれども、そういうこと、理解を深めるのがいいかなと思って、今後はこれを深めていこうということでもよろしいですか。

○折田 はい。理念のところにおいては、先生方がいろいろとご助言くださったとおり、多少抽象的な表現にはなるかと考えますが、最初に申し上げるべきでしたけれども、JICAとしては気候変

動対策をないがしろにしているわけではなくて、大変重要な 이슈だと思っていて、内部でも日々検討を続けていると。これは誠実にお答えしたいところです。先にこちらのほうをお伝えすべきでした。

プロジェクトとしても、ご承知のとおり緩和策も適応策も両方踏まえて、それからあらゆる部署での主流化について努めることや、そういった動きを行っており、姿勢として気候変動対策についてしっかり取り組むということを理念で書かせていただくことには何の迷いもございません。

ただ一方で、具体的に何をもって気候変動対策にきちっと貢献するようにJICAとして努めているかというのは、また別のところの議論になってこようかと思しますので、理念においては1度このぐらいで締めさせていただいて、また別の場でもって先生方にご議論いただいて、ご助言いただければと思います。

○作本委員 パリ条約は理念として取り上げるということで、逆を言うと、これでJICAの取り組み姿勢までは入れるけれども、石炭火力あるいはNDCまでは入れないという考えでよろしいですか。書き込まないという意味ですよ。

○石田委員 ちょっとだけ議論から外れるかもしれませんがけれども、JICAという組織と日本政府という関係性があるじゃないですか。日本政府が、先ほどもご紹介あったような、エネルギーミックスは2030年もその後も石炭火力は全然減らす方針じゃないんですよ、今のところ統計で見ていると。原子力も増やそうとしているわけです。かつそれも輸出したいと思っていると。

そういう状況の中で、JICAとしてはどの程度あらがえるんですか。あらがえるという言い方は変ですけども、JICAはJICAとしての国際協力を、気候変動対策を非常に重要視してやっていきたいという理念がおありなわけですよ。ただ一方で、日本政府は我が国の強みを生かして石炭火力を輸出したいと。我が国の中でもエネルギーミックスは減らすつもりはないぞと言っているような印象なんです。

○折田 一般論でお答え申し上げますけれども、私どもJICAは外務省を主務官庁とする独立行政法人ですので、外務省が絶対に行うなと言ったことを行うことはできないと承知しています。そこは政府の方針にあくまでも整合をとりながら、あらゆることを進めていくべきだとは考えております。

○日比委員 逆はどうなんですか。やれと言ったことをやらないというのは。

○折田 基本的にはないと存じます。基本的には政府の方針と整合させる。

○作本委員 実施機関ですから、政策の決めたことを実現するしか方法はないかと思うんです。

○折田 まさにおっしゃるとおりです。私どもODAの実施機関ですので、政府の方針に則ってという形になります。

○谷口 よろしいですか。気候変動対策室の谷口と申します。

今、石田委員がおっしゃった日本政府の方針という点ですけども、昨年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定されていまして、そこでは、化石燃料に関しましては、長期的に依存度を下げていくという方針を日本政府も打ち出されていると理解しております。

それから、先ほど日比委員がおっしゃられていたNDCに関してですけども、日本政府におかれましては、基本的には国内で排出削減に取り組むことで、日本政府としては目標を達成し、二国間クレジット制度、JCMと呼ばれる海外でのクレジット取得はそれに上乗せして、上乗せ分としては使用するけれども、基本的には国内だけで排出削減の目標の達成を目指していくというふうには打ち出さ

れていると理解しております。

○日比委員 ありがとうございます。

NDCとの絡みで気になるのは、日本としての日本からの排出は、この際、JICAの話とは関係ないのでさておきとしたときに、仮に日本政府が自国のNDCをちゃんと達成しましたと。それでも不十分だというあれはありますが、それはさておき達成しましたと。ODAを介しての事業の排出は、当然別に日本の排出にならないですし、仮に減らしたとしても、JCMという枠組みを使ってある程度排出量として、幾らかはカウントできる仕組みはあるとしても、最終的にパリ協定の中で見ていく上では、大気中の濃度が上がるのか下がるのかというところを見ていかないと、長期的なパリ目標の達成はできないわけですよ。NDCというのはそこへの一つのステップであって、もう既に明らかになっているように、NDCみんなが達成したってパリ目標は達成できないわけです。

そこも考えた上で、日本政府は日本の排出量はちゃんとやっていますと。相手国のNDCで位置づけられているので、高効率の石炭はやりましょうというのは、最終的にはCO₂濃度が上がるのであれば、それはパリ協定には貢献しないですよ。パリ協定2条に貢献しない取り組みというのは、結局、日本のNDCにも反するんじゃないですかという話。なので、他国、NDCに求めているも、石炭をやる、他国が求めたというのはやる根拠にはならないんじゃないですか。むしろそれを諫めるのがJICAの役割じゃないですかという。諫めると言うとな変ですが、それよりももっと排出量の少ないオプションがありますよという提案をもっとしていくべきですよ。それでもどうしても石炭だと言ったら、どうぞどうぞ、中国なりなんなりからお金をもらってやってくださいと、商業資金でやったらいいんじゃないですかと、何も日本のよりコンセンショナルな税金を使ってやる必要はないんじゃないですかという。

ゼロにするのは難しいと思うんです。今後数十年の間に地球上の石炭火力をなくすということではできないでしょうけれども、少なくとも税金を使ってJICAがやっていくことの中からは、極力、それもゼロにはできないと思うんですけれども、誰が考えてもそれはしょうがないよねというぐらいのレベルまで持っていくようなガイドラインにしていくべきだとは思いますが。それを理念に入れるか云々というのは別の話なんですけれども。

○作本委員 と同時に、私はパリ協定を書き込むという、理念で抽象的に書くにしても、JICAはどうするのということを期待されながら書き込んでほしいとの努力、これからの方向は国際潮流にできるだけなじむようにと。かといって、日本政府のおっしゃっているようなことは、私はあまりそのままは入れてほしくないというか。日本の場合は石炭火力に無感覚なところがありますので、あまりそっちに縛られたくないという意味で、逆にね。

ただ、今、日比委員がおっしゃるように、全体会合等で我々なりの考え方を熟成させていく、もちろんJICAさんと一緒にですが、必要はあるかと思うんです。実際、我々の今日の1番のポイントはそこだと思うんです。どこまでやるのということ。

温室効果ガスについてというか、ここについてはよろしいでしょうか。理念としてパリ協定を入れると、NDCとか。ESGはどうですか、これもいいですか。入れても入れなくてもよろしいかと思うんですけれども。

○折田 パリ協定はもちろん入れていただければと思います。

○作本委員 入れる形での国際潮流ということで。

あと、41番に重田委員から出ている人権とか何か、さっきも議論がありましたけれども、この温暖化の中で顔を出していますが、理念の中のどこか最後にでも。前回のというか、現行のガイドラインにおいても、項目を羅列したところに、自然保護のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境と書いてありますから、ぜひ落とさずに併記していただければと思います。大きな柱だけを先ほど議論してきたということで。

よろしいでしょうか。温室効果ガスの取り組み、パリ協定の書き込み方、考え方、46番まで来たかと思いますが、もしコメント等から出ている内容で落としているところがあれば、この際に補っていただければと思います。

小休止に入りたいと思いますけれども、事務局のほうから何かここまで区切りつけるところがあれば。

○加藤 この段階でかなり時間も経過をしていますので、次の議論に入る前のこの段階で、1.1、1.2を踏まえて助言案をどのような形でまとめておくかということだけ、振り返っていただけるとありがたいと思っております。事務局の提案としては、28番に掛川委員がご提案をされている点を、大きなフレームワークとして助言の柱にさせていただくのがわかりやすいのかなと考えております。具体的には28、29番です。そこのところをベースにしなが、28の冒頭のところで、2050年の脱炭素社会の構築に向けた国際潮流を言及し、あわせて先ほど議論が出たパリ協定といった言葉を入れていくかどうかということをご意見をいただいて、助言として取り纏めていただくとうよろしいのかなと思います。

○作本委員 前回のガイドラインにおける理念の書き方とは、今回、大きく変わるのかもしれないですね。現行のガイドラインを見ますと、リオ宣言とアジェンダ21、これから引っ張り出して流れがつくられていますけれども、今回は、先ほど国内と国際の二つで、国際的な流れの中で理念上の部分を構成するというような理解でよろしいですか。その構成イメージでよろしいでしょうか。

今お話しありました掛川委員が出された、これを柱にロングリストの考え方になるかと思うんですが、出されるという。

○山崎委員 この構成は非常にいいなと思うんですけれども、1点だけちょっと気になったのは、2050年の脱炭素化社会の構築に向けたところなんですけれども、これって、どこかに2050年に脱炭素化というところが何か国際的な合意でありましたっけということがちょっと気になった点で、パリ協定だと今世紀後半という言い方をしていたんじゃないかと思うので、最近、欧州のほうで、2050年にはカーボンニュートラルを目指しますと、初めてグリーンディールということで触れたというのが私の認識なので、国際的潮流と言い切っちゃっていいのかなというのが私のポイントでございます。

○谷口 今ご指摘があったとおり、パリ協定においては、今世紀の後半に人為的な排出と吸収をネットゼロにするということが掲げられておりますので、パリ協定も国際条約の一つですので、条約という意味では、今おっしゃったような表現が非常に的確かと存じます。

○日比委員 2050年、パリ協定は確かに今世紀後半なので、広い解釈をすれば2099年でもいいわけなんですけれども、この間のCOPでは、たしか70数カ国がネットゼロにコミットはしています。だから、潮流という意味では、そういう流れも、大きな流れなのか小さな流れなのかというのは、解釈の余地は残ると思うんですけれども、少なくとも条約加盟国の3分の1以上、4割ぐらいの

国はゼロにしようとコミットしているというのは、非常に重い潮流だとは思いますが、それはやっぱりやめたというよりは、増えていく国のほうが多いと見るのが自然の捉え方だとは思いますが。

○作本委員 ちょっと私、勘違いだったかもしれないんですが、さっき私はガイドライン序のほうを見ながら理念のことを説明しちゃったんですが、序と理念はどのように分けますか。序のほうがJICAの基本姿勢を打ち出す、または、理念の中で打ち出す。

○折田 序のほうは、昨今の動向だとか、ガイドラインの経緯等を含めて説明するもので、理念は、まさにガイドラインに通底するというか、ガイドラインの最も上位となる考え方を示すものだと理解しています。次の改定までその理念というのはずっと残る形で、私たちはその運用をしていくというものだと思います。

○作本委員 今お手元に届いているガイドラインの1ページに出ている理念、それを今回、我々は塗りかえるための作業をやっているわけですがけれども、こんなイメージの下で、今日の議題はまだ残っていますけれども。

○重田委員 今日の議論を踏まえると、1ページの理念の部分が結構大きく変わるんじゃないかなと印象を持っています。

○折田 何度か回答に記載していますとおり、基本的には、ご助言案をいただいて、また今後練っていくというプロセスになると思います。序に書くところと理念に書くところと、あと基本方針に書くあたりだとかで、通底する基本的な考え方について、どこに何を書くのが適切かというのは、多少の調整が今後も発生するのかなというふうには理解しております。

○作本委員 現行ガイドラインでは、理念の冒頭に、当時のODA大綱がありましたので、それですさらに国際潮流を勘案する流れになっているんですが、私は国際潮流のほうが重要かと思っていて、いろんな問題を抱えていますし、国際潮流の流れの中で、日本がこれからさらに努力するよという、掛川さんのご意見もあるかもしれませんが、何か仕組みについて、今日の論点の前半だけですけれども、皆さん方のご意見があれば、持続可能な開発という部分ではいかがですか。

○山崎委員 序と理念ということていうと、理念がJICAさんのガイドラインの1番上位の概念ですということていうと、かつ、先ほどお話しあったとおり、JICAさんって、そうはいつでも外務省傘下の組織であって、日本政府の方針に従うというのが組織の目標であるということになるかと思うので、開発協力大綱に基本的には沿ったものであると今のガイドラインにあり、これは基本的には私は不変なのではないかなと思っています。

ただ、国際潮流である、先ほど来話が出ているパリ協定であり、SDGsでありといったことは、私も1番最初のコメントで書いてあるのは序というところで、国際的な流れとしてはこういう背景があるという認識をしていますということと言及をすべきなのではないかというのが、私の意見です。

○作本委員 潮流ですからね。そうすると、流れをどう見るかということだから、序のほうがいいだろうと。

○山崎委員 そうですね。

○作本委員 国策ということもあるでしょうけれども。どうぞ。

○林委員 この議論というよりは、まとめ方について、今、28番がいいんじゃないですかという話が出ていて、それをベースに助言を書きましょうという話になっているんですがけれども、その中

に、今日2時間ぐらい議論しているやつが全部がっちゃんこされた助言が1個できるという形になるのか、それとも、最初はロングリストという話が出ていて、ロングリストといった場合だと、いろいろ意見が出たものと、ここにあるものとかがロングリストじゃないですか。一つにまとめるにしてもね。その中のプライオリティーをどうつけましょうかということで、26番にエッセンスをつけたものを助言としてというスタンスなのか。

今の助言28番が、今まで議論したものが全て入っているかというと思ってないと思うんです。その辺をどうやってまとめるのかというのがちょっと気になったんですけども、どうするんですか。
○作本委員 何かお考えはありますか。

○加藤 これまでの議論の中で、プライオリティーが高い助言として、28、29番をベースに、最後にも議論があった潮流を「序」で、そして「理念」は開発協力大綱から書いてというような意見が一まとめりとしてあると思います。それ以外に、言葉として開発協力大綱でも書かれている「女性を始めとして」というところとか、「次世代に引き継ぐ」というお話というのは、また次の助言項目としてあると思いますし、ミティゲーション・ヒエラルキーとして議論されたところについても、そこも別の助言として挙げるというような大枠の整理の仕方が今のところあるのかなと思います。

○林委員 それは何かそういうものを、今の28、29を一つの助言のベースにしてつくるやつと、幾つか今、追加されたものに対して、助言ぽいやつをまとめていただいたものが、事務局からメールか何かで送られてきて、これでいいですかみたいな。それが次の会合に諮られると。そのときに諮られるのは助言本体だけになるんですよね。

○加藤 ご理解のとおりです。事務局案に複数、今挙げられたような助言を記載し、出席委員の皆様からそれにもう一つ追加すべきといったご意見をいただく段取りを想定しています。

○林委員 その段階でプライオリティーはつけるということですか。それは事務局から上がってくる最初のやつを、28、29は大切ですねというのを今ここで議論しているんですけども、それ以外に上がってきたやつのプライオリティーって、ついていない状況で、それか、JICAプライオリティーみたいなのがついて、やっぱりこれはこっちのほうがかいような議論をメールでやる話になるのか。

○加藤 恐らく今の日程ですと、本日が17日ですので、事務局案は来週の22日、水曜日ぐらいにお渡しし、そこから皆様のご意見をいただくことになります。助言を確定する2月3日の全体会合までには皆様のご意見を集約して調整するタイミングがないかなと思っており、皆様のご意見を反映した内容に基づいて2月3日の全体会合の場で主査からのご説明をいただいて、その場で助言を確定するということになるのかなと思っております。

その観点で言いますと、プライオリティーは事務局でつけるというよりは、今日の議論で、28、29のところが1番のプライオリティーというところは大枠つけさせていただいて、それ以外のところは、それ以外のポイントで重要と考えられるところは並立で今のところ書かせていただく形でしょうか。

○林委員 そういうのをまとめていくということですね。

○加藤 はい。

○作本委員 今、林委員からご意見があったんですが、私がガイドライン内容に戻ったのは、本来戻らないはずの今日の会議だったんですけども、理念のところだけは全体を俯瞰する場面なので、

今、我々が使っている現行の理念と、これから構成する新しい理念との間で、対照の作業をやっておかなければいけないかと思うんですね。

今後の論点の2以降は個別分野の議論に入っていきますし、必要に応じて全体的な理念議論に戻ってくることもできるかと思えます。理念をどうやってつくるのかと。二つの国際的な潮流、国内の流れを交錯させるような形で、日本政府の立場をどの程度まで入れるかというようなイメージを持って、そっくり新しいものになるかもしれませんね、この文冒頭のガイドラインの章。構成要素が十分なのかどうか、組み合わせが、例えば先ほどのように、日本の国内の開発協力のこれが出て、その下に国際潮流が出るのか。そういうイメージを持っていたほうが、優劣にもかかわってきますので、よろしいかと思ったんですが。

○重田委員 日本政府が挙げた日本国内のSDGsの目標の提案が、12月に出ました。日本政府が挙げたSDGsの提案はここには反映されていくんでしょうか。

○折田 12月に出たのは日本国内のSDGs方針と理解しております。

○重田委員 ええ。だから、それとの整合性というのはあえてここでは議論ないということなんでしょうか。

○折田 国際協力におけるということでしょうか？

○重田委員 国際協力ということじゃなくて、SDGsの日本国内の達成度です。

○織田委員 SDGs実施指針の中には国際協力の部分は含まれています。

○折田 もちろん。そういう意味ではそうですね。

○織田委員 日本政府が行うんだから、国内と国際と両方があると思うんです。

○作本委員 じゃ、それを参照する必要がありますね。

○織田委員 それについて私の質問で、SDGs実施指針にはこう書かれているけれども、JICAは10の目標しかやらないというのはおかしいんじゃないですか、政府の方針に反するんじゃないですかというふうに書いたのはそういうことで、リファアーするべきだということでした。

もう一ついいですか。先ほど加藤さんのまとめを聞いていて、心配になったんですけれども、ジェンダー主流化についてです。先ほどジェンダー主流化の推進はここでは行わないというふうにおっしゃったんですが、ジェンダー主流化というのはどれにも入るから主流化なので、環境社会配慮の中でもその視点をきっちり入れるというのが大事だと思います。今、もう1度読み直して、石田委員の25番の質問に対するご回答を見ると、そのことは主流化の推進の中でやっているから、環境配慮の問題ではないんだというふうに読めるので。最初この点について読み落としていたんですけれども、今、もう1度読み直して、それと加藤さんのおまとめの中で、ジェンダーの問題は配慮の問題とおっしゃられたので気になりました。JICA全体としては主流化するという方針なんですから、当然、配慮の問題ではなくて、ここの中に含まれるべきではないかと思ひまして。聞き間違っていたらごめんなさい。今後助言案を出されたときに、その辺のところはしっかり入れていただければと思いますし、そういう意味では、25番の回答はちょっと狭過ぎるんじゃないかなという印象を持ったんです。

○折田 ご意見、できる限り反映させていただきながら、事務局案は作成していくことになるかと存じます。一方、ほかの部分でも割合といただいているご質問に関係するのですが、先ほど加藤がご説明したとおり、JICAとして何をするかというものは別のもので規定をされています。法律であっ

たり、日本政府の方針であったり、外務省の政策であったりだとか、そういうものでJICAはこれをやりなさい、ということが規定されています。

これをやるときに、しっかりとこういうことを確保しなさいという牽制機能がこちら（ガイドライン）でございます。先ほども申し上げたんですが、負の影響を回避もしくは最小化、日比委員のほうからさっきあったコンサベーション・ヒエラルキーのお話などにも関連しますけれど、それが主目的ではありません。JICAがこれをやりなさいと言われていてこと全てをガイドライン中に書くという性格のものではないということは、まず位置づけとしてご理解いただければと思います。

○織田委員 十分に理解しております。ですから、開発協力大綱にこういうふうに書かれているから、そのことをリファーしてくださいと意見を書いています。

○折田 はい、リファーします。

○織田委員 そうなんですけれども、そういうふうにちゃんといくのかなと思っていたら、今のおまとめの中では、当初私が危惧した、とても狭い、影響を受けるかどうかだけを考えますみたいな言葉でしたので気になって。これから文章になってきますから、そのときにもう一度意見を述べたいとは思いますが、開発協力大綱で書かれているから大丈夫だと思ったことが、環境社会配慮ではその中の一部をちょっと使うということになっているように思えたので。単に言葉の理解の違いかもしれませんが、確認しておいたほうが良いなと思ってお時間をいただきました。

○加藤 その点は、織田委員から16番で言及いただいている言葉を、私としては、そのまま言及をいたしました。開発協力大綱の前文で、包摂的な開発を実現する観点から、女性をはじめとする社会の多様な関係者の参画を確保するという、この理念が中軸として理念のところで言及されることが必要なのではないかという織田委員のご意見と理解をしています。従って、そういったメッセージを入れるべきというご助言を入れる必要があるのではないかというのが先ほどのまとめの発言の意図でございます。

○織田委員 わかりました。お互いの理解が合致してよかったです。今は聞いただけで反応してしまったので、私もちょっと聞き間違いがあったかもしれませんが、いずれ形になったところで確認させていただきます。

○作本委員 今の織田委員のお話を聞きながら感じたんですが、現行の理念では、環境社会配慮とは何ぞやという考え方を提示されていますね。もちろん、ODAの動き、あるいは日本のODA大綱から始まって、持続可能な開発を前提として、環境社会配慮はどうなんだという考え方をJICAさんが表明されて、そのベースには、民主制だとか、人権だとか人権尊重、民主的、統治ですか、こういうシステムを根底に置いて考えているんだということを言っていますので、我々が先ほどここで議論してきたような、国際潮流がどうだ、日本政府がこう言っているという、もしやそこで表面だけをかすような流れにならないかどうか私は懸念するんです。

社会配慮の根底には、人権尊重だとか、民主制だとか、先ほど重田委員も出されておられますが、あるかと思えます。そういうものを抜きにして流れがこうですというだけの議論にしてほしくない。そこで理念ですから、現行のガイドラインにも書いてありますけれども、JICAは、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮するというような、こういう決意みたいなものも絶対理念には入れていただきたいと思えます。

そういう意味では、理念というのには幾つかの構成要素があるかと思うので、今日はそのうちの

上半分ぐらいを議論したというふうにご理解していただきたいと思うんです。

いかがでしょうか。先ほど加藤さんのほうからご紹介ありましたけれども、ここまでのロングリストで何か、作成で気になるところ、よろしいですか。

では、ここで4時20分まで小休止で、残りの論点に移ると、1.3のほうに移るということで、そうしましょう。

午後4時12分休憩

午後4時21分再開

○作本委員 では、20分過ぎましたので始めましょうか。

後半の論点1.3、1.4、1.5、を取り上げることにいたします。発言されてない方、遠慮されている方もおられますので、積極的にお願いします。

では、1.3から始めるということで、事業による温室効果ガス、今度は具体的な話です。理念じゃなくて、温室効果ガスをどうするのかと。今、JICAは排出量の推計というか、そういうのをやっていますね、FITに基づいて。それだけでいいのかどうかということも含めて、ここはいろんな議論があるところでありますので、対象となる47番から68番まで、この項目は提出された意見が1番多いところかと思えます。

では、ここについてご紹介をお願いします。

○加藤 論点1.3、事業による温室効果ガス排出量の推計のところでございます。

ここでは二つ検討のポイントを挙げております。どのようなプロジェクトで排出量の推計を実施する必要があるかということと、もう一つは方法論についてということでございます。

どのようなプロジェクトで排出量の推計を実施する必要があるかということについて、委員の皆様のご意見は、大枠では総排出量での推計というところは、例えば50番のご意見にあるように、総排出量での評価というところがご意見の前提になっているかと思えます。

そして次に、どのようなプロジェクト、どのようなセクターで、どのような規模について推計を行うべきかということについて、ご意見をいただいております。48番や55番で、エネルギー・運輸セクターでやるべきではないか、またインフラでやるべきではないか、そういったご意見があるのと同時に、60番、68番では、基本的に全てのセクターで排出量推計をすべきではないか。ただ、その中で、排出量が多くないと思われるもの、もしくは推計自体が現実的でないものは外すというアプローチがいいのではないかとということが一つ論点として挙げられていたかと思えます。

JICA側からの回答では、50番での回答のところに書いておりますように、一定以上の排出量が見込まれる事業について推計を行うということが、一つの方向性ではないかとJICAとしては考えているところでございます。

例えば、赤道原則に基づく推計の公開の範囲としては年間10万トンということが挙げられていたり、また、ADBでの推計も10万トンというのがございますけれども、そういったところも踏まえながら、一定以上の排出量の推計というのが現実的と考えております。

また、スコープについても議論がございます。今、スコープ1、2、3というGHGの排出の範囲が分かれておりますけれども、その中でも、コメント48、51といったところで、スコープ1、2を対象とした排出量の推計というのがあるべきではないかというご意見をいただいております。これについて、他ドナーの状況を見ますと、世銀では二重計算を避けるという観点でスコープ1のみの排

出量推計、IFC、ADB等はスコープ1、2、赤道原則でもスコープ1、2といったところを対象とした推計というような対応が、今、方針として立てられています。

以上が排出量推計に関するご意見とそれに関連した情報、およびJICAの意見でございます。

あわせて、推計方法の方法論のところも説明させていただきます。どのような方法論をとるべきかというところで、コメント48、そして56では、JICAとして統一的な方法論を採用して、それを適用していくのがいいのではないかなというようなご意見があります。

また、61、68、特に68の意見も踏まえたと、相手国の方法論を採用する場合にも、国際基準に照らして妥当な内容になっていることを確認した上で、そういったものをもっていくべきではないか、そういった考え方のご意見をいただいております。

JICAとしては、大きな枠としては、国際的に合意された方法論を用いて推計の仕方を設定するということは、統一見解、大きな方向性かなと思いますけれども、その方法論についてJICAで統一的に方法論を設定するという可能性もございますし、今後検討していくにあたり本日ご意見をいただければと思っております。

私からは以上です。

○作本委員 ありがとうございます。

ここでは、今ご紹介ありましたけれども、推計の方法論、スコープのお話、あるいはJICAとしての今後の対応、国際機関等に学ぶのか、JICA自身でまとめるかというようなことがあるかと思うんですけれども、意見では47番から68番です。どこから始めますか。まずは排出の推計のところからよろしいですか。

○加藤 よろしく申し上げます。

○作本委員 ご意見等があればぜひ出してください。JICAとしての総排出量なんですか。総排出量という場合には。

○加藤 個別事業に関する総排出量を指しています。これまでの算出方法は、CO₂削減の効果があるプロジェクトについて、削減効果について、その差分を算出するというやり方がとられておりましたけれども、それを全体として、プロジェクトとしてどれだけ出てくるのかというところの総排出量の推計というところが、皆様のご意見として求められたかと思えます。

○作本委員 その方法についてどうでしょうか。今のを総排出量というふうに呼んでいるのかもしれないですが、そんな方法論。推計方法についてですね。当然ここにスコープ1、2というのも出てくるのでしょうか。お願いします。

○日比委員 そもそも推計したって出ているものが出れば、それをどう評価するんだという考え方があって推計する意味が初めて出てくると思うので、これはさっきの議論になってくると思うんですけれども、JICAさんとして、要はCO₂が出る事業というのをどうしていくんだというのが、ガイドラインで規定することではないのかもしれないんですけれども、その考え方とセットになって、初めて推計することの意味があるのかなというのは、私以外にもほかにも委員がたしか書かれたと思うんですけれども、それは強調させていただきたいと思えます。

その上で、推計のあまり細かい方法論に入っても仕方がないかなと思うんですけれども、1点だけ私が挙げさせていただいて、そんなことはないかと反論されちゃっているのが、ベースラインをとって比較するという方法ですね。ベースラインというのは、その事業がなかったらどうなっていた

かというシナリオですけれども、CO₂の場合は、現実的には結構、BAUを伸ばすことをベースラインにすることが割と多いとは思いますが、それでいくと、確かにそれよりも少なければ削減効果があるというプラスの評価になるんですけれども、この欠点は、それでも出ている部分があるというものがどっちかという見落とされがち。むしろネガティブな効果のほうが大きいはずなのに、これだけ削減効果がありましたというプラスにフォーカスする手法になると。

これが5年後も、IBCのガイドラインはまだそれを使っていますとか、プロトコルとかもベースラインをベースにしたアプローチになっているんですけれども、その辺は、特にCDMを中心に、国際的な排出削減量をどう融通し合うのかというスキームの下で発展したものだと思うんです。

JCMの1番の欠点というのは、途上国の場合は排出のキャップがかかっていない中で、好き勝手にやるのに比べてどれだけ減らす効果がありましたかというのを測っていったわけですがけれども、パリ協定の場合は、十分かどうかは別にして減らしていくという、明確でないにしても何らかのキャップはかけている中で、どう減らしていくかというのは、仮にベースラインと比較するという手法をとるにしても、ベースラインの引き方をどうするんだというのは、これまでと今後では随分変わってくるはず、国際的に変わってくる、そういう議論もされていると思うんですけれども、そもそもそういうベースラインを引くのか、それとも目指すべきところと比較してやっていかないとけないんじゃないかという議論もあると思うんです。

だから、ここは基本的にどういう推計ツールを使いましょうという問いかけだというふうに見ているんですけれども、その中で、JICAの考えとFITというのは、必ずしもパリ協定で目指すところへの貢献を測るツールにはなっていないのではないかと。全くなっていないとも言い切れないと思うんですけれども、それを目的に開発されたものではないだろうと思うので、このあたりも、では何がいいのかというのは、それこそ国際的な潮流も、いろんな議論もされていますし、今後出てくるとは思うんですけれども、現時点で国際的なこうである、だからこのガイドラインではこれを採用するというのは、よくないのかな。かなり今後いろんな動きが出てくる中で、柔軟に対応できる余地を残しておくべきだろうと思います。

そういう意味でも、理念のところでもパリ協定をどう捉えるかというのは、すごく重要になってくるだろうと思います。何に対して測るのかという考え方になりますから、それは2050なのか、今世紀後半なのかは別にして、ネットゼロに持っていく中で測るのと、別に目的なく普通にやっていたら、これだけ出るのをこれだけ下げましたというのを測るのでは、随分意味合いが変わってくるのではないかと思います。

○作本委員 ありがとうございます。

確かに、今度具体的な判断を求められるわけで、JICAさんが今推計して、実際どれだけ削減できるかということと、むしろ今、日比さんがおっしゃるように、理念と結びつけられちゃいましたけれども、国際的に求めているものとの間をどうやって埋めるんだと、どっちへ向かって日本は進むのかという、そこをJICAさんはどうするんですかという質問かと思うんです。そのあたり、ほかの方はどうでしょう。どうぞ。

○山崎委員 この中で赤道原則について言及されていますので、民間がどう対応しているかというところについて紹介させていただければと思いますが、コメントでいうと、赤道原則で、CO₂の排出をどう計算するか、あるいはどういう場合に代替案分析をやっているのかという、通常、我々

の場合は、全てのプロジェクトについて、所在地に関係なくスコープ1とスコープ2の合計の温室効果ガス排出量がCO₂換算で年間10万トン超に見込まれるプロジェクトについて、代替案分析を実施しますというような手続にしています、これもひとえに、個別の案件を評価するに当たってのマテリアリティーの問題も含めて、こういった仕切りを設けて、しっかり分析をしていますということです。

先ほどちょっとお話もありましたけれども、我々が見る融資案件というのは、あくまで個別の融資案件だと思いますので、その案件がどれだけのCO₂を排出するかというところについては、しっかり把握すべきなのではないかと思います。

先ほどの議論に戻ってしまいますけれども、あとは国としてどう排出削減を進めていくかというところの議論と、個別の案件の整合性については、一定程度検証する必要があるかなとは思いますが、ベースラインをどうするかというところを個別の融資案件で議論するというのはどうなのかなというふうには個人的に思っています。少なくとも個別の融資案件を検討する場合に、しっかりスコープ1、2を算出した上で、に代替手段がないかというところを検証する。一定のスレッシュホールドを設けて検証するというのが大事なんじゃないかと思います。

以上です。

○作本委員 代替案について、1番上にかかっちゃうかもしれないけれども、1.3、若干マターがあるかもしれませんね。どうぞ。

○日比委員 対象事業をどうするかという、推計するか否かで、排出量で閾値を設けてというのも一つの考え方だろうとは思いますが、いろんな理由があり得ると思うんです。推計するのはそれなりに大変な労力を発生する場合がありますし、非常に排出が小さいものに対してどこまで、それこそコストベネフィットの関係もあるかと思うんです。

ただ、一つ注意しないといけないのは、累積的影響になるんだろうなと思うんですけれども、例えばA国で何か事業をやって、幾らでもいいんですけれども、年間10万トンという閾値を設定して、8万トンだからいいでしょうと。つまりそれは、CO₂の影響は事業実施の検討には影響を与えないという意味になるのかなと思うんですけれども、10万トンに満たない事業をB国、C国、D国と、20カ国でやったらどうなのかと。各国ごとのNDCへの影響というのは比較して小さいかもしれないけれども、大気全体には非常に大きなインパクトをもたらすわけですから、80万トン、90万トン、100万トンの排出になると。そこを1事業当たり幾らという絞り方をしているんだろうかというのが一つあります。

もう一つ気になるのは、これまでの事業を例にとると、時々、排出量は幾らで、何々国の総排出量は幾らなので、それに比べて十分小さいので、影響は無視できますという分析の仕方が出てくるんですけれども、ここもCO₂規模限度の問題の本質的には、何かに対して小さいから影響がダイレクトされるわけではないですよ。1トンであれ1キロであれ、それが全部積み重なった結果、グローバルな影響をもたらすということを考えると、何に対して十分小さいのかという。例えば10万トンにしる何にしる、閾値を設定する、それが何に対して十分小さいから推計しなくてもいいところを明確に議論した上で設定していかないと、意味をなさない。

その何に対してというのは、私は個人的には、例えばその国で事業をやっているのであれば、その国の排出削減努力に対して、これだけの排出増があってもそれは十分、吸収されると言うことで

すけれども、小さいので、それほどこの国の排出削減努力を引っ張るものではありませんというのが一つの考え方としてはあり得るのかなと思います。どうしてもそういう考えをとるならば。

だけど、排出量に対して十分小さいというのは、これは確実にプラス。どっちにしろ増えるんですけれども、少なくとも減らす方向にはいかないという意味では、考え方としては。同じ閾値を設定するのでも、どういう考え方で設定するんですかというのは、行く行くは大きな違いが出てくる。

特にJICAの事業って、一国一国単位でやっていくわけですからけれども、CO₂の場合は、インパクトというのは国を超えて、基本的には大気に出れば、グローバルに負担をみんなで抱えなければいけないので、その国だけを見て、その影響を測るべきか否かとか、それが十分大きい小さいかというような議論というのは、本質的にはずれののかなと。その辺も注意しながら、だからといって全部やるのが現実的だとも思わないですけれども、どういう考え方に基づいてやっていくかというのは、最終的にJICAのポートフォリオ全体がCO₂の削減に貢献するのかもしれないかというところに積み上がってくるんだらうなと思います。

○作本委員 ありがとうございます。被害影響はグローバルに進行しておりますし、個別プロジェクトであれば少なくとも努力しなきゃいけないし、間をどうやって埋めていくのかという、極めて難しい課題かと思います。

今の排出量の推計、この方法でいいですか。これをもっと、国際的な方法に従っているとはいうんですけども、何か改善、今すぐできないならば、国際的な計算方法なりなんりの時代変化に対応、即せるような、そういうガイドラインの書き方のほうがいいんでしょうね。これから先、変わっていく可能性はありますか。推計方法だけじゃなくて対応の仕方自体が。

○日比委員 あると思いますね。ベースラインの引き方の考え方が変わってくる可能性は十分あると思います。

○作本委員 全て柔軟な書き方のほうが。

○日比委員 いいかなとは思いますが。

○作本委員 国際潮流への柔軟なやり方。国際的な測定の仕方の最低限は少なくとも確保すると。だけど、それでも不十分なんでしょうね、日比さんのご意見では。

○日比委員 そう思います。

○作本委員 どうですか、皆さん、どこら辺まで書き込めばいいのか。例えば53番に林委員から出されている石炭火力だとか、道路事業において具体的にこれを当てはめたときに、さあどういう立場で。総排出量はいいですね、これは先ほど一つ考え方があって。こういう個別の問題について基本的考え方を整理しておく、またグローバルとどうやって調整をとるのか、グローバルな課題になりかねないですから、調整をどうとるのかということがあるかもしれないんですけども、53、54、あるいは55、インフラ整備プロジェクト、ほかにもありますよね、CO₂排出。このあたりでも。ここで推計だけでいいのか、あるいは主だった事業をリストアップしておいて、そこについてはより厳密なものを求める。何か一步先へ出たい気もします。

私の個人的な考えですけれども、今のCO₂の防止等の対応というのは、極めて経済的手法に限られている。ですから市場原理に基本的に任されている。国際的な意見の中で市場原理ですから、やりたくないよと言ったら、企業の自由裁量でもってやめることもできるというようなのが、今の温暖化に適用されている手法、環境を管理するための手段じゃないかと思うんです。

前に長谷川さんかな、意見があったんですけども、数値目標でがちっと締めておくとか、あるいは規制手段、国際的な動きがあるから難しいかもしれないけれども、明確な数値、何かを入れながら温暖化に対応しないと、結局ずるずるべったりになってくるんじゃないかと私は危機感を持っています。今の国際的な、経済的な手法対応では限界があるというふうに個人的には思っているんですけども、ご意見があればぜひ。推計のところはよろしいですか。

○谷口 先ほど日比委員がおっしゃっていた、ベースラインという考え方が現在の国際潮流に合致しているのかどうかというところは、いろんな考え方があるとは思いますが。これまでは、ベースラインという考え方、すなわち何も気候変動対策を講じなかった場合、この国では垂臨界の石炭火力発電が一般的な発電方法であるという、そこをベースラインにとりまして、それと比較して、JICAの支援は、超々臨界である場合、これぐらい効率的だからというところで、その排出の削減効果をとってまいりました。

ただ、そうじゃなくて、脱炭素社会に向けて、排出自体が問題なのだから、ベースラインという考え方自体、違うんじゃないかというご指摘に対しては、それがゆえに今回、総排出量を推計すべきだという皆様のご議論になっていると認識しております。

ただ他方で、ベースラインをとる、ベースラインと比較して、どれぐらい削減効果があるのかということ推計する意味がないかということ、そこはまだ引き続きこれからも、緩和効果はどれぐらいあるのかということは、JICAのみならず国際的にも、あるプロジェクトにおけるGHG、温室効果ガスの排出削減量を推計するというのは、ほかの機関でもやられていることですので、それについては引き続きやっていくのかなと。そこは分けて考えるべきかなと思っております。

○作本委員 どうぞ。

○日比委員 削減効果ももちろん重要な考え方だとは思いますが。それをちゃんと明確にしていくことは重要だと思いますけれども、要は、投資効果としてどれだけの削減効果が得られるかというような考え方を入れていくというのは、5%の削減効果がありましたというのと、20%の削減効果がありましたという場合がありますよね。5%というのは確かに減っているんですけども、今、国際社会が目指していることからいけば、ほとんど減っていないに等しいような減り方ですよね。だから20%、30%、もっと言うと50%とか80%減らしていかないといけない。特に中長期的に、特にインフラ事業のようなものを考えていった場合には、どれぐらいの削減効果を生むものにJICAとして投資していくべきなのかという考え方は、一つ持ってもいいのかなと思うんです。

測るのは重要ですし、総排出量がどれだけだということも、ちゃんと押さえるべきは押さえるべきだと思うんですけども、見える化するだけでは、それは気候変動対策への貢献十分とは言えないですから、減っているのも、減ればいいというものではないということだと思いますね。どれだけ減らすのかということのを、むしろ閾値としたらそういうものを考えていったほうがいいのではないかなと思うんです。

○作本委員 このあたり、JICAさんのほうでどこら辺まで可能なんですか。願望としては、もちろん日比さんのほうに近いんですけども、実施機関として。

○加藤 実施機関としての対応としては、今お話のあったような、そのプロジェクトをやること自体がNDCの中でどうあるべきかと、そういった考え方というのは、ある国に対する支援方針もしくは国を超えた横断的な気候変動への対策の方針というところの観点で考えなくてはいけない話なの

ではないかと思っております。従って、環境社会配慮ガイドライン上での線引きというのはどこかで別途必要で、その示唆となりますのは、冒頭に山崎委員からもお話のあったような、赤道原則の考え方です。あくまで「個別案件」について色々な代替案分析をする中で、どれがCO₂削減効果のある代替案かという点、そこが環境社会配慮ガイドラインのところで取り扱う範囲の一つの線引きではないかと思っております。全体の方針の中での考え方として、ここはやらないんだ、やるんだというところは、別の方針のところで決められるものであって、それで取捨選択されて、いざ支援をする案件が個別案件として絞られてきたところで、環境社会配慮ガイドラインの内部化された手続にのっとなって、CO₂についてもこういった排出量の推計がされて、そこで次の1.4で話される代替案の分析が、一定の閾値以上のものについて分析がされるというような形の体制が重要なのではないかと思います。

○作本委員 JICAの立場としては、国別の考え方がある、それにのっとなってという、合わせていくしかないだろうと。だけど日比さんの意見としては、グローバルなこっちの問題を先に見てくれという、単に5%減っただけでは足りないよという、今まさに我々、毎日のように突きつけられている問題そのものなんですよ。

○日比委員 グローバルな課題を解決しつつ個別各国の開発に寄与する。そこに……

○作本委員 近づける方向ですか、具体的にたぐり寄せると。

○日比委員 ええ。というのがJICAさんの果たすべき役割なんだろうと。SDGsもそういうことだと思えます。基本的にSDGsを掲げてやっていく以上、SDGsの達成を難しくする事業を進めるというのは、極めて矛盾する内容になると思えます。もちろん、そういうのも出てくるというのはわかるんですけども、少なくとも全体としてはそうならない。幾つか後ろ向きに働く事業もあったけれども、JICA全体としてはこれだけSDGsに貢献しているんだと言えるような案件形成、環境配慮ができるようなガイドラインにすべきだと思えます。今、例えばNDC単位で見っていくと、それは十分できないんじゃないですかという気はします。

○作本委員 今の点は、恐らく考え方が実施機関とではかなり分かれるし、我々は日比さんのような地球規模のことを考えたいわけですから。そこはロングリストのほうで言ってくれませんか。考え方、そもそも成り立ち得る地点は、時間的にちょっときついかと思うので、今この場では。ただ努力として、これからの温暖化の国際的な議論に、いつでもなじんでいけるような姿勢をとること、あるいは国際的な測量、測定方法ですか、それをまずは前提とすること。あと、いかにそれに近づけるかについては、全体議論とか何かに任せるという形で、SDGsに近づけるというような考え方よろしいですか。どうぞ。

○山崎委員 議論を整理する必要があるかなと思っていて、先ほど国際潮流といった話をしたときに、パリ協定って大事ですよという話があったと思えます。それはある程度合意されている内容かと思いますが、パリ協定で言っているのは国ごとの目標を削減していこうという話で、我々が見るときに、環境社会配慮ガイドラインに基づいて見るのは個別の投融资案件ですよ。その議論の差というのはしっかり認識して議論を進めないと、一緒くたにしてしまうとおかしい話になってしまうかと思えます。

そのパリ協定で合意されたことは、パリ協定で合意されたことなので、しかもそれは我々として潮流として認識していることなので、それは尊重すべきであるし、それが足りないというのであれ

ば、それはNDCそのものがまだまだ不足だということだと思えます。それは各国に頑張ってもらわないといけないという話だと思うので、それは個別の融資案件での排出量の議論の中で、それをすべき議論なのかというのは、よく議論を整理する必要があるんじゃないかなと思います。

○作本委員 今のは微妙な内容を含むんですね。私なんか政府機関でもって一生懸命やれやれというところでは、どちらを優先させるか悩みます。ただ、SDGsを理念に持ってきているんだから、そこにたどり着けるような考え方をみんなから集めてきてと、ただ、そこはJICAさん、政策実施機関として難しいところなんだと思うんですが。そこへ結びつけるような何か方策なり努力なりの姿勢だけでも出してもらえたら。

何かありますか。

○林委員 ちょっと質問よろしいですか。温室効果ガス排出量推計で総排出量を推計する、それはいいでしょうという話だったんですけども、これはガイドライン対象の事業について、一定の排出以上のものについてを排出推計するという話をしているのか、それとも、JICAが行う事業全てにおいて一定の排出量が見込まれる事業の排出を推計するのかという、どちらの議論なんでしたっけ。

○加藤 基本的には、ガイドライン対象となる事業について、一定の排出量を超えるものについて推計を行うというところが現実的ではないかなと思います。JICAの取り扱っている事業は、基本的には、ほぼ大宗がガイドライン対象で、その中でカテゴリ分類をやって、規模の小さいものとかはカテゴリCになるというたてつけになっているので、基本、ガイドライン対象とするものについて一定の排出量を超えるものについての推計をしていくところで、大もとのところはカバーができるんじゃないかなと思います。

○林委員 ガイドライン対象に入っていないくて排出量が多そうなものは、もう存在しないと考えればいいんですか。

○加藤 ご理解のとおりです。排出量が多そうなものは、もう既にガイドライン対象の事業として含まれていると考えられます。

○林委員 入っちゃっている。ということは、ある程度そこでカバーしているという前提で議論しているということですね。

○加藤 はい。

○作本委員 私自身、今ちょっと思い出したんですけども、例えばベトナムの環境省に協力して、JICAさんの事務所が温暖化防止のプロジェクトを実施されていたことがあります。国の温暖化防止の計画を支援すると。そういうときに、JICAさんから行っている職員の方がどういう考え方で協力するかというとき、こういうガイドラインの考え方が何かしらの影響を与える、間接的に与えるんじゃないかなと思うのです。こういうプロジェクト自体はもちろん大事なんですけれども、理念と結びつけるような努力も必要というか、ステップをどこかに組み込んでいくことは大事なことじゃないかなと思います。相手の国策形成まで関わりますものね、JICAさんはね。重要な政策づくりまでね。

○折田 そうですね。政策の提言等を行うことはありますね。

○作本委員 提言まで入っていますものね。実際やってくれるし。

あまり時間をとっちゃうわけにいかないんですが、1.3の中の排出量の推計と方法論、このあたりはよろしいでしょうか。

あと、一般プロジェクト、道路とか何かについて入れるかどうかというのはありますけれども、まずは論点1.3は、方法論の中でやるのかな。一般プロジェクトについてもやるべき、拡大すべきじゃないかと私は個人的に思っているんですけども、どうでしょうか。道路、橋梁とか、発電関係以外のところでもCO₂関連の温室効果ガスですか、範囲が広い。後でコミュニティーのところでもかかわってくるかもしれないんですけども。

今ご指摘いただいたのは、54番の林委員からなんですけど、55番の山岡委員からもインフラ整備プロジェクトについても推計をと。

○山岡委員 世銀とかADBで見ますと、年間の排出量で閾値というのを決めているわけで、一つのやり方だろうなと思うんですけども、最初に質の高いインフラがあって、ライフサイクルでの評価ということが重視されるとなると、製造中、建設中にいろいろコンクリートとか建材を使うと、製造過程でCO₂も発生しますので、多分そこも含めてある程度評価する、総排出量を評価すべき必要があるのではないかなと思うんですけど、そういう視点から閾値を、単なる年間の排出量だけじゃなくて、何らかの閾値を決めて、閾値以上のものはもうちょっと詳細にガスの排出量を計算するというプロセスになるのではないかなと思っているんですけども。

○作本委員 一般プロジェクトのCO₂に係るところ、目配りというか広げるといことと、もう一つはサプライチェーンみたいなところにまで配慮するかという、二つあるんじゃないかなと思うんですけども、SDGsでは言っているわけですね、ビジネスと人権宣言なんか、ああいうところでもサプライチェーンまで入れると言っているわけですけども、JICAさんとしてはそのあたりのスタンスはどうなんでしょう。

○折田 サプライチェーンのお話は、まさに別セッションでまた。

○作本委員 出てきますか。

○折田 はい、出てきます。

○作本委員 そうですか。じゃ、そこでCO₂も、もう一回温暖化も。

○折田 温暖化とどこまで絡めるかというのは、またそのときのご判断だとは思いますが、いずれにしるサプライチェーンのお話自体は扱うことになります。

○作本委員 わかりました。

○林委員 51番の私のサプライチェーンの質問の中で、他の国際援助機関の動向を踏まえて検討しますというご回答になっていて、それで検討するんですよ。

○加藤 今のご指摘は、非常に技術的には難しい問題をはらんでいると思っておりまして、サプライチェーンの製造工程で、例えばセメントを製造するときに排出したGHGガスを全て推計に入れるかという話になると、今のところ、その分類は、スコープ3に入るのではないかなと思うのですが、そうすると、今ほかの国際機関でもやっていない、かなり大変な作業を行う形になるのかなと思います。

○山岡委員 総排出量を、年間で評価するのか、それともそのプロジェクト・ライフサイクルまで入れて評価するのかという視点もありますし、そうなりますと、先ほどの石炭火力も、日本で質のいい石炭火力をつくるとなると、耐用年数がほかより延びて、排出量が余計増えてしまうというような、そういう評価もできてしまうわけで、なかなかそこは、実際の具体的な算出というのはもうちょっと考えていかないと、逆に理念とか方針に反映しにくいところもあるんだろうなと思います。

○加藤 閾値と推計期間をどうするかというのは分けて考えたほうが良いと考えております。何らか推計する対象を区切るときに、簡便な方法としては閾値として年間の排出量の推計というのがあるかなと思っており、一方で、具体的な推計を行うときには、対象期間として工事期間中だけとか、供用後、それをどの範囲でというところを検討する必要があります。基本は一定の供用期間も含めた排出量を推計していく必要があるのかなと考えています。

○林委員 1点だけ、51番、私、どうするか決める必要がありますねと言っているだけで、絶対やってくださいと言っているわけじゃなくて、物によっては、そういうデータだって提示されているものも事例としてあったりするので、そういうのがあればさらに有用だねということです。

○作本委員 経済活動というか、民間の分野でも、サプライチェーンまで配慮を入れましょうという動きが幾つか出ていますよね。CO₂までいっていませんけれども、どういう素材を使うのか、原料を使うのかという、そこまで出ていますから、CO₂については除外しちゃっていいのかどうか、私はわからないんですけども。

○林委員 調達に対して配慮をというスタンスは、非常に大切なことなんですけれども、数値として計算するのはすごく大変だというのはわかるので、そこら辺はデータとかということがある、できるだけそういう考え方は大切にとっていただいてという、そうするとそういうあたりのことかなと思います。

○作本委員 今の話ですと、裏返すと、68番に山崎委員から出ている第三者チェックなるもの、こういうような仕組みというのは、実施可能かどうかわかりませんが、そういう考え方も大事かもしれませんね。

○山崎委員 68番で言いたかったのは、推計に当たって、相手国が採用する方法論を利用していいのかという論点の中で、相手国がどういう方法論でやっているのかというのがわからない中で、第三者的な検証というの必要なのではないかというコンテキストで申し上げているんです。

○作本委員 そのときに出てくるのは、相手国の立場で、一番近いのはNDCじゃないかと思うんですが、さっきの議論、また引っ張ってきて申しわけないですが、理念のところではNDCを入れないんだったら、こっちのほうでNDCを何かしら物差しとして利用すべきなのかどうか、どうでしょうか。尊重するぐらいのところ。

○山崎委員 NDCというのは国の目標であって、ここで言っているのは、個別の案件についての排出量の推計の話をしているということでございます。

○作本委員 個別案件ごとの第三者チェックみたいな仕組みは、考えに値するということで。

○山崎委員 そうですね。国際的な基準に沿ってある程度評価されるべき、本来的にはそうされるべきだと思いますので、相手国が出してきた数字でいいよねということではなくて、しっかり検証は必要なんじゃないかなという趣旨でございます。

○作本委員 よろしいでしょうか。論点1.3に関していろいろご意見をいただきましたけれども、ロングリストをつくるに当たって議論が足りない点とか何かあれば。

○加藤 今ご議論いただいたところをロングリストにするとしますと、一つは総排出量での推計をしていくというときに、一定の排出量の事業について、ライフサイクルを考慮した排出量の推計を行っていくというのが一つ方向性としてあって、その際にサプライチェーンでの排出の考え方をどのように入れていくかということは一課題であるという話が出ていました。さらにそれを超える

大枠の話として、個別の排出量と国ごとの気候変動対策もしくは横断的な国を超えた気候変動対策との兼ね合いで、支援分野、支援案件の判断にも、気候変動の観点を考慮していくべきではないかというお話があったと理解しております。

○作本委員 国際的な考え方だけじゃなくて、先ほどちょっと立ち話で谷本委員から聞いたんですけども、相手の国がどう考えるかというところも反映させながらの調和点をできるだけ高めていくということになるんでしょうね。

ロングリストのところは、今の1.3についてはこんなところで。一般プロジェクトまで広げる方向というのよろしいですか。推計方法についても。

○加藤 推計方法は、基本的に、国際的な合意になされた手法で行うというところが大きな助言の方向性としてあるということでもよろしいでしょうか。

○作本委員 よろしいですか。1.3について大体そのあたりで議論を終えまして、次の1.4、今のにかかわりますけれども、温室効果ガスの排出量削減のための代替案分析、このところに移りたいと思います。

69番から86番まででありますけれども、代替案の分析、これについて、加藤さんいかがですか。

○加藤 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある排出量削減の代替案分析というのはどうあるべきかという論点で、検討ポイントとしましては、分析の事例としてはどのようなものがあるかということと、代替案検討の対象範囲はどこまでとすべきかというところを大きなポイントとして挙げさせていただきました。

いただきましたご意見としては、69番から73番にかけまして、広くインフラ案件について代替案検討をすべきではないかというところが一つのご意見としてありまして、73番で発電を例に、もう一つ現実的なものという意味で、物理的に同一規模であったり、同一出力であったりというものの比較可能なもので、石炭ガス、再エネの比較をするというような代替案分析の事例もいただいております。

これを踏まえて、JICAとしては、この点、非常に慎重な議論は必要だなと思っております。例えばインフラで、道路を整備すべきか、鉄道整備をすべきかといった、かなり上流の議論になっていくケースもあれば、個別の発電事業のように、発電事業を同じような場所で同じ規模でやる場合に、石炭であるべきか、再エネであるべきかといった検討をするもの、もしくは鉄道事業を実施ときに、GHG排出削減の技術を導入するケースとそうでないケース、そういったようなある程度範囲を絞ったところでの代替案の検討というところのアプローチもあります。

上流部分でのかなり広い範囲の代替案比較というのは、環境社会配慮ガイドラインに基づく代替案分析の範囲をかなり超えているところもあると思っておりまして、本来であれば、そういった川上での検討は、マスタープラン策定等のプロセスで検討されてくる内容かなと思っております。

もう1点、費用対効果分析のところの考え方について、80番で言及をいただいております、費用対効果分析というのはどういうものを言うのかというところがございます。JICAの考え方としては、IFCの費用対効果についての考え方をここで述べておりますけれども、基本、初期投資・運営費用と財務便益のバランスによって決まる範囲において、GHG排出削減効果のある代替案を分析するというのが、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるGHG排出削減の代替案分析の対象と考えております。

また、代替案分析の対象範囲ということで、先ほどの議論でも出ましたけれども、85番、山崎委員からご指摘のあったとおり、赤道原則の場合には、スコープ1、2合計で年間排出量がCO₂換算で10万トンを超えるものを対象に代替案分析を行うという、一定の排出量規模のものについて代替案を検討するという考え方が出されております。

以上です。

○作本委員 ありがとうございます。

幾つかご指摘があったんですけども、代替案の上流部分に係るところをどうするのかということがあるかと思えます。マスタープランという方法が残っているかと思うんですけども、私はちょっと遅過ぎるんじゃないかと。マスタープランの段階で、この代替案にも、どの段階で、どういう分野で取り上げるかということがあるということでしたけれども、いかがでしょうか。

○日比委員 言葉の問題だけなのかもしれないですけども、私、79番で技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討というのが、論点というか、検討ポイントになっていて、そこに書いてある、それ自体はそのとおりでと思うんですけども、そもそも技術的・財政的な側面も含めて、いろいろ横に並べて、そこに排出量もあって、それぞれ見て、どれが1番いいか判断すべきだと。何か最初から技術的・財政的に実現可能という縛りをかけた代替案分析というのは、どうなんだろうというふうに思います。

仮にCO₂の排出が、財政的には非常に効果が高い、安くできるとか、事業効果も高いんですけども、排出量が非常に大きいものとコストがかかると、事業効果は一緒であると、でもCO₂の排出量は少ないんだよというものを、どっちがいいのかというのは本来比べないといけないんですけども、そこで財政的云々というのが入った時点で、CO₂の多い少ないは関係なく選びますよと言っているようなものだと思うんです。

なので、技術的・財政的な実現可能性が重要なことは全く異論ないんですけども、実現可能な代替案は何でしょう、どんな検討方法でしょうというのは、設問設定としてはちょっと絞り過ぎなんじゃないかなと。それは代替案検討の結果出てくる話であって、先に条件を書けるものではないんじゃないかなと思うんです。場合によっては少し高いけれども削減効果が非常に大きいので、こっちにしたほうがいいよというものが出てくる可能性はありますよね。

○山岡委員 今に関連しまして、先ほどJICAの方からご説明あったように、プロジェクトは、マスタープランから、いわゆるF/S、詳細設計等と、いろんな段階があるわけで、基本的にどの段階でも代替案というのは検討することになると思います。

マスタープランで、例えば運輸であれば、A地点からB地点に行くのに、鉄道がいいのか、道路がいいのか、これはマスタープランレベル。そのときも、例えば温室効果ガスについては比較対象になってくるんだろうなと思います。ただ、それも一つの要素であって、それだけで大きい小さいから、じゃ鉄道にしましょうということには、現実的にはならないので、技術的・財政的、かつ環境も配慮して、総合的にどちらがいいのかということは、マスタープランで検討されると思います。

次に、では鉄道が選ばれましたと。鉄道を選ばれても、F/Sでは当然ルートの検討をしますし、その中で、ディーゼルで行くのか、新幹線で行くのかみたいな検討も入ってきますので、そうするとそこでも財政的・技術的・環境的な評価はある程度、今までもやっているといますけれども、さらに環境については、より重視するという方向ではないかなと思います。

詳細設計においても、ある程度の代替案は出てくると思いますが、そこではむしろ、日比委員が懸念されているような、お金をかけて温室効果ガスを削減する対策というのもあるわけですので、F/Sかもしれませんけれども、設計段階で、それは代替案ではなくて、ある有望なプロジェクトに対して、環境負荷を減らすような対策をお金をかけてするというのが、それは対策であって代替案ではないような気がしますけれども、流れとしてはそういうことではないのかなと私は理解していますけれども、いかがでしょうか。

○作本委員 ほかの方、いかがですか。対策面で補強してもらわないと、どうにもなりませんよね。

○山岡委員 ええ。

○作本委員 あと、今の技術的・財政的、これは一人歩きしている表現かと思うんですね。

○山岡委員 ちょっとわかりにくいですね。

○作本委員 わかりづらい。ただ、今、何度も山岡委員さんが繰り返されている環境的というのが入ってないですね。

○山岡委員 そうですね。

○作本委員 環境面のことを入れた上でのことが、我々にとっては当たり前なので、省かれてはと思うんですけれども。技術的可能、経済効果で、かつ環境的にという視点が組み込まれないと。我々が見る場合には、代替案の比較表ではよく入っているんですけども、この表現ではちょっと足りないですね。襷に短しで。

○加藤 ここで意図しているところは、まさにGHG排出量の削減の代替案分析なので、環境に焦点を当てて、GHG排出を削減する案を検討するときに、それが技術的・財政的に回らないものを代替案として検討しても意味がありませんよねという、一定の仕切りをする視点かなと思っております。

○作本委員 おっしゃるとおり、そういう流れの中で入っているんでしょうけれども、表現のこの字句だけで縛られちゃうと、環境面のことというのは前提になっているはずなのにもかかわらず、これだけで選んでいいのかなという若干の矛盾を感じる表現かと思います。

どうでしょうか。幾つか先ほど加藤さんから指摘いただいているんですけども、この代替案の議論では、まず69番から、先ほど言われましたように73番までにあらわれているような代替案の分析の範囲を一般インフラまで広げることはよろしいですかね。または、議論としてあったということで。代替案の分析の事例を教えてほしいという、このあたり、73番までについて。

○加藤 その観点で、先ほど山岡委員から分類分けしていただいたような、マスタープランレベルの道路か鉄道かといったような上流の検討のところでも環境社会配慮を行う、そういうかなり分野の違うものを検討するところはそういった上流の段階で行いつつ、ある個別のプロジェクトに絞られたところでも、代替案分析を実施するということは、今回ご提示いただいた示唆の一つの方向性になるかと思われま。

○作本委員 やはりマスタープラン段階でそういう考え方を入れておいてもらったほうがいいですね。マスタープランを作成するに当たって、その段階でルート選定及び鉄道にするのか道路にするのか、そういう選択のところに、CO₂じゃないけれども、こういうものを一緒に入れてもらうと。具体的に案件がおりてきた後ではどうしようもないですね。ルート変更といったって、鉄道にかえたらとかもう議論できないので、マスタープランの重点内容の中に、適切なルート選択とともに代替案的な考え方を、実際代替案には入れていないですよ、まだマスタープランではね。やってい

ましたっけ。

○加藤 一般的にはマスタープラン自体が、色々な代替案を比較する内容になっていると思われま
す。

○作本委員 ルートぐらいはやるでしょうけれども。

○加藤 また、交通緩和のためにどういうモードを検討するかという視点もありますし。

○作本委員 わかりました。

○石田委員 一つだけ。いただいた資料で、「技術的・財政的に実現可能で」となっているからだ
と思うんですけども、例えば世銀のToward a Sustainable Energy Future for Allなんかを読んでいる
と、ローカルコミュニティの参画を強く進めているところがあるんですね。技術的・財政的で
議論をしてしまうと、それがどうしてもいつも出てきない。JICAの理念から考えると、環境社会配
慮ガイドラインは、ローカルコミュニティのエンパワーメントであったり、弱者を守るというこ
ともあるので、どこに入れていいのかさっぱりわからないんですけども、代替案分析の中でも、
ローカルコミュニティのインボルブメントというのは、結局、建設時だけじゃなくて、サステナ
ビリティーを考えると、その後、彼らは実際に使っていくことになるわけだから、そこを考えると、
ローカルコミュニティというのは絶対欠かせない存在なので、そのローカルコミュニティのイン
ボルブメントみたいなところも、文章として何か入れていただけるとありがたいと思います。
感想レベルにしかすぎませんけれども、うまく言葉にできないんですが。

○加藤 現行ガイドラインにおける仕組みとしては、7ページの2.4の「現地ステークホルダーとの
協議」という記載がありますけれども、そこで通常想定をされているのは、EIAの中身の中でプロ
ジェクトとしてどういう事業スコープを選んでいるというところについて、ステークホルダーから
の意見を聞いて、それを反映していくという仕組みがあるので、そこで考慮していくものと考えま
す。

そのステークホルダーとの協議でお示しする事業スコープの代替案として、まさに今議論になっ
ているような個別案件レベルの代替案をお示しして、事業としてこのような選択がなされていると
いう説明を、透明性を持って行っていくということかなと思います。

○作本委員 いただいている資料の3ページでは、世銀、IFC、ADBを横に並べて比べられています
けれども、今、代替案分析を行う、日本が、JICAがこれをさらに進めるに当たって、何か役立つ部
分はありますか。ほかでやっていて、JICAでまだ追加できるようなところというのは。

世銀は「代替策を検討し、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施する」、対策
まで入っていますよね。IFCのほうでは「代替案を検討する」となって、ADBは触れていないと。

○加藤 こういった他ドナーのアプローチや赤道原則が一つの参考になって、代替案分析を実施す
るものはどの範囲かという点の参考になっています。追加的な内容としては、一定の排出量以上の
もので、インパクトの大きいものに絞り込んでGHG排出量の削減分析をやるというところがあるか
と思います。

○作本委員 ここでの代替案は、例えばSDGsの案件だとか、中小企業支援の投融資に係る事業に
はほとんどかからない、大きい案件も入ってきているといいますよね。そちらに当てはめる場合と
ODAプロジェクトに当てはめる場合と、両方あり得るわけですね、この考え方は。代替案は。

大規模な火力発電所を、JBICの仕事かもしれないけれども、JICAさんが仮に支援するような場

合、幾つかやっていますけれども、その場合には、今のようなことが出てくるということで考えてよろしいですね。

○加藤 ご理解の通りです。民間の事業を支援するケースでは、海外投融資の案件で、大規模な火力発電所のようなものがあれば、そこでの代替案分析は求められると理解しています。

○作本委員 工業団地なんかはどうなんでしょうね。

○加藤 直感としては工業団地のアラインメントに関する代替分析ということとなるでしょうか。

○山崎委員 その点、民間ベースの赤道原則の取り組みで、どこまでセクターカバーするかという話を申し上げますと、その原則の中に、特に高炭素セクターのプロジェクトの場合、代替案分析については、採用した技術について、相対的にエネルギー効率性を含めてその国・地域の同業種で使用されているほかの実行可能な技術との比較分析を含むというふうに書いてあって、高炭素セクターって何だということなんですけれども、そこは世銀のEHSガイドラインをリファー（参照）して、以下のセクターを含むと。火力発電、セメント・石灰製造業、一貫製鉄所、ベースメタルの精錬業、鋳造業ということで、ここに高炭素セクターというところの業種が書かれているということで、これを目線として我々としては分析をしているということでございます。

○作本委員 わかりました。今のようなものもできれば反映していただけるとありがたいですね。取り入れるという意味で。

どうでしょうか。代替案のところさらに追加的な議論があればお願いいたします。主なところは、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある、ここに議論が集中し、代替案のやり方、方法なんですけれども、よろしいでしょうか。

あと、石田委員の意見の中に自然環境の維持が出ていて、代替案に入れてくれませんかというのが86番に出ているんですけれども、このあたりは。

○石田委員 会議でも早い段階で申し上げた、例えばマングローブの維持だとか、そういうところは念頭に置きながら書きました。

○作本委員 今のオーストラリアでの山火事じゃないけれども、見ていると同じようなことを感じますよね。新しい視点かとは思いますが。

では、今、ご意見が出ないようですから、1.4について、ここで区切りをつけたいと思いますが、何か加藤さんのほうで、こんな点をというご指摘があれば、ここでお願いできますでしょうか。

○加藤 これまでの議論では、上流と個別案件に分けた代替案分析の考え方、そして最後に山崎委員からもご指摘のあった個別案件の代替案検討の範囲として、赤道原則における高炭素セクターの事例を挙げていただきましたので、そういった考え方があるというところを踏まえた代替案検討のあり方を考えるべしというところをご助言だったのではないかと考えています。

○作本委員 代替案検討の範囲、これについて全体会議のほうで議論を深められるのであれば、ぜひそこで話題提供していただければと思います。

今、1.4まで来ましたが、ここで何か。これを補うような意見等あれば。

では最後の論点、ちょっと時間が遅れて申しわけありません。世銀のESS4番というのがありますが、8番から10番まで出ているんですね。こちらの「構造物の設計における気候変動の考慮」というのが出ております。とりわけ、温暖化が進むに当たって、コミュニティにまで安全を含めて配慮しましょうということでもありますけれども、これについてご説明いただいて。

○加藤 1.5についてご説明をさせていただきます。

論点としては、構造物の設計や建設に際し、周辺コミュニティの安全への配慮を環境社会配慮ガイドラインの対象に盛り込む場合、どのような事例が対象とされ得るかという観点で、最初の87番から91番にかけて、考え得る影響を、災害の観点、特に気候変動に関して挙げていただいております。

今回の議論では、「気候変動への考慮」というテーマですので、気候変動に伴う災害リスクに焦点を絞って議論を進めていただくのがよろしいのではないかと考えております。

その観点にたって考えますと、インフラに対する気候変動の影響ということで、豪雨や洪水、土石流、そういった影響等を委員の皆様より事例として挙げていただいております。

それを大きく分けると、このように挙げていただいた事例を分けられるのではないかとということで87のJICA回答において分類をしております。

一つは、気候変動による構造物への影響リスクということで、まさに構造物の安全性の観点のお話と、もう一つが、気候変動により構造物に影響が起きて、それに伴って環境影響が顕在化するリスク。これは、90番で鉾山の尾鉾ダムの例を挙げていただいておりますけれども、気候変動に伴って激甚災害が起きたときに、そこでダムが決壊をして環境汚染が出るという、そういう観点が一つ。

3つ目が、その事業自体が気候変動にどう影響するかというところで、この3番目のところはこれまでの別テーマの議論で分析、議論されてきたかなと思っておりますので、今回は1と2というところに焦点をあてます。JICAの視点はそのまま引き続いてJICA回答の下段に書いておりますけれども、構造物自体の安全性、災害に対応する気候変動を踏まえた強靱性という観点は、安全配慮の視点でもあるので、環境社会配慮のガイドラインに基づく配慮の枠組みとは一線を画して、別の審査の一環として、構造物自体の安全性の確保というところは取り扱われています。

そうすると環境社会配慮ガイドラインの範囲で考えるところがどこかということ、二つ目の、安全性が脅かされる事態が生じたときに、環境影響がコミュニティ等に起こるというリスクに対する配慮をどうやるかというところを考えていく必要があるかなと。

その場合に、課題として書かせていただきましたが、リスクを適切に我々として洗い出すというのが大事だと思いますし、どの程度の確率で発生するリスクを考慮した対応策をとっておくべきかということも一つ課題かなと思っております。

全体としてはこのような分類で分けられるのかなというところで、以上、ご説明です。

○作本委員 ありがとうございます。

構造物そのものの安全性、これはもう一つ、JICAに技術委員会というのがあるんですよね、聞いたところですが。そういう意味では、案件のそれぞれについて構造的に大丈夫かということは検討されているし、それをさらに強化していただくということで、地震も入るでしょうけれども、やっておられると。

私ども諮問委員会絡みでは、むしろ2番目にご指摘があった、構造物から起因するところのリスクであるというようなところがありました。3番目は当然、今までもやってきていることであります。

事業自体の環境影響が顕在化するリスクと。これはダムの事例、先ほどもご紹介ありました。87番に書かれているこのあたりなんですけど、いかがでしょうか。

○山岡委員 この回答は非常にうまくまとめられていると思います。ただ、これはガイドラインなので、どこまで方法論を細かく書くかというのはあまりないと思いますけれども、実際どこまでこのリスク分析をやるかというのは、相当検討の余地があることかなと思います。

従来から、世銀というのは相当リスク分析が好きで、構造物が壊れた場合の被害分析も、いわゆるF/S等で含めたりしていますので、それも実際やるとなると非常に大変な作業になりますので、これはガイドラインの次のステップかもしれないけれども、それはどこまでやるかというのは相当な課題かなと思います。

あと、先ほど申し上げましたように、代替案分析だけじゃなくて、環境に対しては対策を、設計段階ではする必要がありますので、代替案と対策というのは分けて表記したほうがいいのではないかなと思います。

○作本委員 代替案の考え方と対策、これは諮問委員会ではやらないかもしれないけれども、少なくとも対策の部分は技術委員会のほうにも伝わるようにして、分けて議論すると。対策のあり方も時代とともに変わってきていると思いますから、ありがたいと思います。

今のリスクの点ではいかがでしょうか。ほかの方。

○山崎委員 私も90番のところで言及させていただいた尾鉦ダムの事例ということで、ダムというには被害が起きた場合に非常に甚大な影響が起きるとということで、実はこれ、我々自身の反省でもあるんですけれども、こういった技術の差というのもしっかりよく見ておくべきだったんじゃないかなと思っています。

ただ、それは我々民間がやっていたことの限界であって、ここの回答欄にあるように、JICAさんでは既に、構造物の設計・建設における気候変動の考慮ということで検討されているということで、当然、ダムが決壊すれば、それってまさに与信リスクそのものである、信用リスクそのものであるという考え方でそうされているんだと思うので、そこでカバーされているのであれば、そのとおりなのではないかと思います。

○作本委員 今ご指摘あったように、構造物からのリスクと言いながらも、重田委員の89番に書かれてありますように、コミュニティーの衛生と安全、この視点がESSで取り込まれているわけですね。その目線から、今までの道路が、橋が倒れなければと思っているだけだったんですけれども、そうじゃなくて、コミュニティーの衛生と安全、これを見る角度にしてくれというようなことが、89番、重田委員からのご指摘です。

○重田委員 コミュニティーの衛生と安全、今、気候温暖化の影響で、気候温暖リスクということで、世界の至るところで住民の移動とか、洪水とか台風、津波、その他いろいろ起こっていますので、日本の事例でも、先日の台風19号も予想だにできなかったり、今後、自然災害等含めていろんなところで気候温暖リスクが起こる可能性がありますので、常々、コミュニティーの衛生と安全を最優先にして、構造物の設計というものをご検討いただければと思います。

○作本委員 ありがとうございます。

では、ぜひこれは技術委員会のほうと両輪をもって、我々は、社会的な影響が及び得るかどうか、できるだけ考え方を広げながらフォローしていくということでよろしいでしょうか。

構造物の設計に関してはよろしいでしょうか。対策ですね。

○山崎委員 1点だけ追加で、民間の取り組みとして、自然災害に対してどう取り組んでいるかと

いうところかというと、通常、我々ですと保険のデューデリジェンスを必ずやっけていて、JICAさんでもやられているかどうか私も知らないんですが、台風とか津波とか、例えば300年に1回のイベントが起きたときに、どれだけの最大損失が起きるかというのを、これは保険という観点から金額的に算定して、デューデリジェンスを行うという作業は、我々としてやっていますということです。

ただ、これも審査の一部でございまして、与信リスクとして対応していると。そういった意味からすると、地域コミュニティへの影響とか、幅広い環境社会配慮というのは、このガイドラインの中で考えていくべき話なのかなと思います。

○作本委員 例えばODA案件だけじゃなくて、民間への投資みたいなところにも株主の利益がかかわるんですか。投融資の事業に関して保険というのは。

○山崎委員 どうJICAさん側でやられているかというのは、私はその部分はわからないんですが、ただ、プロジェクトそのものにお金を出すときに、当然、そういったイベントが起きたら、それって信用リスクそのものだと思うんです。台風が起きて、仮に決壊しちゃいましたと、その出したお金何百億円というのがそのまま損失になっちゃいましたということ、それは何かプロテクションが必要だよなという中で、我々は保険というものを使っているわけです。

○作本委員 民間企業だってそういう考え方に立っているわけですから、民間投融資に対して。ですから、JICAさんにも似たような発想は。

○山崎委員 ちょっとそこは。民間としての取り組みはこうですという紹介だけです。

○作本委員 保険という仕組みを使わない手はないですよ。ありがとうございます。

○織田委員 仙台防災枠組というのがありますよね。さっきの国際的な潮流の中に、そのことについての言及はあったんですけど。どこかで見たような気もして、探したんですけども、急なことで見つからなかった。どなたかが言及されましたよね。

○折田 どなたかから言及いただいて、検討しますという前向き検討の方向での事務局の考え方をお示しさせていただいたと記憶しております。

○織田委員 ありましたよね。慌てて探したら見つからなくて。わかりました。

○折田 ご指摘いただいていたと思います。

○作本委員 今の最後の気候変動への考慮と構造物関連、これはこのあたりでよろしいですか。特にご意見があれば。

○重田委員 強靱、レジリエンスという言葉はSDGsも使われていたと思うんですけども、含めていただきたいと思います。

○作本委員 ほかにありませんでしょうか。最後の構造物関連、ご意見よろしいですか。

では、時間も来ていますから、加藤さんのほうから、この論点、中身がそれほど広くはないと思いますけれども。

○加藤 今回の最後の強靱性というところは、先ほどご説明させていただいたように、安全性への配慮の枠組みの審査で取り扱うと整理をさせていただきつつ、そこは環境社会配慮影響のリスクのところもよく見ながら、そういった配慮を反映をさせていかなくはないところの一つご指摘があったという理解をしています。あわせて、その際の課題としては、方法論として、そのリスクが生じたときに環境影響、社会影響が生じるかというリスク分析をどこまでやっていくかというところは、非常に大きな課題であるというご意見、ご指摘もあったと思います。

最後に別の論点として、「理念」のところなど、ガイドラインのどこかで仙台防災枠組の話、またレジリエンスというキーワード、そういったところを言及するというご指摘の中にあっただかと思えます。

○作本委員 89番、私さっき言ったんですが、コミュニティの衛生・安全、この目線というの、どこかに反映していただけるとありがたいと思います。

よろしいでしょうか。あと世銀のESS4番とかかわってくるかもしれない。ただ、私もざっと目を通して来たんですけども、大ざっぱなことしか書いていないんですね。細かいところまでよく読み込んではいませんが、今の我々の段階では、それを取り込むというほどのことでもなさそうなので、よろしいですか、1.5についての論点。これでよろしければ、今、加藤さんからご紹介されたようなまとめ方で終わります。

今日時間がかなり延びてしまって、要領を得ずに、うまく運ばず申しわけありませんでした。

では、これからの予定を事務局からご紹介。

○加藤 これからの予定としましては、事務局のほうで、今回ご指摘受けました大きな助言リストを、ロングリストの形で来週半ば、22日をめどにしたいと思います。その後1週間で、その文言とか、追加すべしものが新たにあったりというところがあれば、28日までにはいただいて、最終的にそれを修正したものを主査に事前にご確認いただいた上で、2月3日の全体会合の場にお出しするというので、最終の調整までは難しいと思いますが、そういった形で進めさせていただければと思います。

○作本委員 今、主査に戻すとありましたけれども、同時に、参加されている方、あるいは参加されていない委員はどうなんですか。

○加藤 2月3日の前営業日、金曜日には一斉に皆様にお渡しさせていただきます。

○作本委員 ロングリストを見ていただいて、これで固めるよというようなところ、提案にしかすぎませんが、それは全員に配っていただけるということで。

○加藤 はい、22日に皆様にお配りして、皆様のご意見を28日まで。

○作本委員 そこで反映させてということですね。

○加藤 はい。

○作本委員 わかりました。では、これからまたさらにお手間をかけますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。

午後5時49分閉会